

【参考】

平成 24 年度新規・拡充事業

(事業別個票)

平成 24 年 3 月

尼崎市

事務事業名称		(新規) 尼崎版グリーンニューディール推進事業		
所属	局室名	企画財政局	課名	政策担当
	事業費	2,789千円	うち一般財源	2,789千円
事務事業の目的	(対象) 市民、産業団体、環境保全推進団体等			
	(解決すべき課題) 東日本大震災後の省エネルギー・新エネルギーへの注目が高まっていることや、環境に優しい取組そのものが全世界で求められることを踏まえ、本市においても、環境保全の取組への投資により経済効果や雇用を生み、地域活性化を図る政策が求められている。			
	(求めるべき成果) 市内の環境の向上、地域経済の活性化、新規事業や雇用等の創出などが同時に達成されるような状態を目指す。それをもって、環境にも優しく活気があり、暮らしやすい「コンパクトで持続可能なまち」の実現を図る。			
	(市関与の必要性) 環境に配慮するニーズの掘り起こしや、それに応えるための本市産業界への働きかけ、国や各種団体との「橋渡し役」は、行政が担うべきものである。			
事業内容	(課題解決策) 環境と産業の相乗発展や地域内循環を目指す尼崎版グリーンニューディールに関する取組の推進を図るとともに、研究者や専門家など外部有識者からの助言等を受けつつ、本市での導入可能性が見込まれる事業等の調査研究を行い、引き続き新たな施策の構築を図る。			
	(1) 庁内推進会議を設置し、尼崎版グリーンニューディールに関する事業の情報や意見の交換、調整等を行い、推進を図る。 (2) アドバイザリーボード(助言委員会)を設置し、尼崎版グリーンニューディールに関する施策の立案や実施状況等について意見聴取等を行うとともに、新たな事業等について調査研究を進める。 他都市や海外の先事例で、本市導入の可能性が見込まれる事業について における国や企業の助成金、事業の活用等の可能性について 電力全量買取制度の研究等、中長期にわたる政策研究について など。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市においては、成熟社会にふさわしいまちづくりの実現に向けて、「コンパクトで持続可能なまちづくり」を市政推進の柱のひとつとして取り組んできたが、長引く世界的な経済不況や雇用不安、東日本大震災に伴う原子力発電事故によって、一層の省エネルギー推進や再生可能エネルギー活用の取組が求められている。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) ・平成24年度の尼崎版グリーンニューディール関連事業の実施開始 ・庁内推進会議を設置し、事業の推進や構築を進める。また、アドバイザリーボード(助言委員会)を設置し、施策の立案や実施状況等について意見聴取を行うとともに、施策の調査研究を行う。 ・平成25年度向け尼崎版グリーンニューディール関連事業を検討し、確定させる。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)環境保全対策推進事業 (自然エネルギー等導入促進事業)		
所属	局室名	環境市民局	課名	環境政策課
	事業費	37,165千円 (10,311千円)	うち一般財源	1,477千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(解決すべき課題) 本市の民生家庭部門からの温室効果ガス排出量は増加傾向にある。温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化を抑制するために、自然エネルギーの利用、化石燃料の高効率な活用を促進し、持続可能な社会を構築することが必要である。			
	(求めるべき成果) 市内住宅に、太陽熱利用システムや発電機能を有する給湯器が導入され、自然エネルギー利用や化石燃料を効率的に活用することによる二酸化炭素排出量の抑制と、自家発電による電力自給が進められている状態。			
	(市関与の必要性) 自然エネルギーの利用、化石燃料の有効活用を促進し、温室効果ガスの排出抑制、電力需給の安定化に貢献する市民に対し、市は、そのインセンティブとして、太陽熱利用システム、エコウィル、エネファームの設置費用を助成するもの。			
事業内容	(課題解決策) 【拡充部分】自然エネルギー等導入促進 市民が自ら居住する住宅を対象に、太陽熱利用システムや、発電機能を有する給湯器であるエコウィル、エネファームの設置費用を助成することで、自然エネルギーの利用、化石燃料の高効率な活用を促進する。 なお、市内業者による施工を促進するため、設備の設置を市内業者が行った場合には、補助金の額を1.5倍とする。 ・補助対象設備： (1)太陽熱利用システム(自然循環型太陽熱温水器、強制循環型ソーラーシステム) (2)エコウィル(ガス発電・給湯暖房システム。ガスエンジンで発電、そのとき出る熱で給湯) (3)エネファーム(家庭用燃料電池。ガスから取り出した水素を利用し、燃料電池で発電、そのとき出る熱で給湯) 全て、市民が自ら居住する住宅に設置した場合に限る。 ・補助金額： (1)太陽熱利用システム 3万円(市内業者が設置した場合、4.5万円) (2)エコウィル 5万円(市内業者が設置した場合、7.5万円) (3)エネファーム 10万円(市内業者が設置した場合、15万円) ・補助金合計:1,020万円			
	経緯	(事業企画立案に至った経緯) 東日本大震災後の厳しい電力需給状況の中、電力の自給量増加に寄与することと、震災後に自然エネルギー利用の必要性を認識する市民が急増しており、その意識の高揚に対するタイムリーな措置が事業の効果をもたせるため。		
事業実施手法		(事業実施の具体的なプロセス) 補助金交付要綱を定め、事業を実施する。 1 補助制度の周知 2 募集受付 3 審査 4 補助金交付 5 実績報告(アンケート)		

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)ごみ減量・リサイクル推進事業 (一般廃棄物処理基本計画に基づく啓発事業)		
所属	局室名	環境市民局	課名	ごみ減量推進課
	事業費	23,511千円 (19,779千円)	うち一般財源	19,779千円 (19,779千円)
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(解決すべき課題) 平成23年策定の尼崎市一般廃棄物処理基本計画(以下、「基本計画」という。)では、平成21年度比で焼却対象ごみ量の約11%を削減目標としている。このため、さらなるごみ減量・リサイクルの推進が必要であることから、平成25年度から家庭ごみの収集回数等の見直しを予定している。ごみ収集回数等の見直しがスムーズに移行できるよう、市民周知のための啓発が必要である。			
	(求めるべき成果) 家庭ごみ収集回数等の見直しについて、平成24年度から広く市民に周知を図ることによりスムーズな制度移行を目指す。これにより、ごみ減量・リサイクルが促進され、基本計画に示す焼却対象ごみ量削減目標を達成し、将来1工場の建替えが不要となるよう、循環型社会と低炭素社会を両立した効率的かつ持続可能なごみ処理システムの構築を目指す。			
	(市関与の必要性) 基本計画では、市民・事業者・行政が協働してさらなるごみ減量・リサイクルに取り組み、循環型社会と低炭素社会を両立した効率的で持続可能なごみ処理システムの構築を目指す、としている。			
事業内容	(課題解決策) 【拡充部分】一般廃棄物処理基本計画に基づく啓発 平成25年度から予定している「紙類・衣類」の行政回収強化や「燃やすごみ」収集回数等の見直しをスムーズに移行させるため、平成24年度において「市民説明会」の実施、「家庭ごみべんりちょう」の改訂、及び各種広報メディアを利用した啓発等、市民周知に必要な啓発活動を実施する。			
	(事業企画立案に至った経緯) 家庭ごみについて、平成25年度から「紙類・衣類」の行政回収を2回/月から1回/週へ強化し、さらに「燃やすごみ」の収集を3回/週から2回/週へと見直しを予定している。 ごみ収集回数等の見直しは、「ごみ出し」という市民の日常生活に影響を及ぼすことから、できるだけスムーズに移行できるよう、平成24年度から市民向け見直し内容の周知を図り、ごみ減量・リサイクルに対する取組の重要性等について啓発を行い理解を求める必要がある。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 1 「家庭ごみべんりちょう」作成、全戸配布による市民啓発(視覚障害者及び外国人向け含む) 2 各種ポスター・チラシ作成、配布・掲示による市民啓発 3 市民説明会による市民啓発 4 ごみ収集車両等への広報掲載による市民啓発 5 地域巡回放送による市民啓発 6 各種イベント、FMaiai等を利用した啓発活動 7 市報・HP・市バス等への啓発掲載による市民啓発 他			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)中小企業新技術・新製品創出支援事業		
所属	局室名	産業経済局	課名	産業振興課
	事業費	12,000千円 (4,000千円)	うち一般財源	12,000千円 (4,000千円)
事務事業の目的	(対象) 中小企業者等			
	(解決すべき課題) 企業間競争力の強化には、新技術・新製品の開発が欠かせないが、資金不足からその取組みを躊躇する事業者や、一定の技術は持っても活用しきれない事業者が存在することから、当事業は平成19年度より、事業者の新技術、新製品の研究開発費用の一部を助成してきた。しかし、今後予想される、新エネルギー・省エネルギー及び環境改善にかかる技術開発の需要の高まりに対し、尼崎市のものづくり企業が他都市企業に先んじて供給対応できるよう、新エネ・省エネ・環境改善技術開発分野を含めた支援を行うことで、企業のさらなる競争力強化を促進していく必要がある。			
	(求めるべき成果) 中小企業者が、躊躇することなく新エネ・省エネ・環境改善分野の技術開発や新製品開発に取り組めるよう、当分野の研究開発経費の助成を行うことで、迅速な供給対応を可能にすると同時に、尼崎市の当分野への技術開発助成をアピールすることになり、市内企業者の新エネ等分野の技術開発機運を高め、企業の更なる競争力の強化と、環境と共生する地域産業の活性化を図る。			
事業内容	(市関与の必要性) 尼崎市が目指す「コンパクトで持続可能なまちづくり」や「産業と環境の共生」を図っていくため、今後も需要の高まりが期待される新エネ・省エネ・環境改善分野における技術開発に率先して取り組もうとする市内中小企業者に対し、迅速に助成を行うことで、企業のさらなる競争力を強化すると同時に、企業の当分野への技術開発機運を高め、新たな新エネ等技術開発の喚起を図ることで地域経済の活性化につなげることができる。			
	(課題解決策) 中小企業の新技術・新製品等の研究開発を促進するため、市内事業者が行う研究開発に対して経費の一部を助成してきた事業について、環境保全や先駆的な環境・エネルギー技術の活用に資する取り組みへの支援を拡充することで、今後増加が予想される新エネ・省エネ・環境改善分野の研究開発の機運を高め、企業における技術開発を促進する。 対象者 市内に主たる事業所を有する中小企業者等 対象事業、助成件数及び限度額 新規性があり、産業の健全な発展と、国民生活の向上に寄与すると認められる新技術・新製品等の研究開発にかかる事業で、企業単独で行うもの・企業間連携で行うもの及び産学官交流で行うものを対象とする。なお、募集にあたっては、太陽光発電等の新エネルギー利用に係る技術開発、省エネ新製品開発及び水質改善などの、新エネ・省エネ・環境改善分野の研究開発に係る事業を推奨するが、市内にはエネルギー分野への進出といった方向転換が困難な事業所も存在することから、従来の研究開発に関しても継続して募集していく。 助成件数: 6件、 限度額: 経費の1/2で最大200万円 新エネ・省エネ・環境改善枠数は固定せず、従来の研究開発枠との流用を可能とする。 助成期間 最大2年			
	(事業企画立案に至った経緯) 企業間競争力の強化には、新技術・新製品の開発が欠かせないが、資金不足からその取組みを躊躇する事業者や、一定の技術は持っても活用しきれない事業者が存在することから、当事業は平成19年度より、事業者の新技術、新製品の研究開発費用の一部を助成してきた。しかし、今後予想される、新エネルギー・省エネルギー及び環境改善にかかる技術開発の需要の高まりに対し、尼崎市のものづくり企業が他都市企業に先んじて供給対応できるよう、新エネ・省エネ・環境改善技術開発分野を含めた支援を行うことで、企業のさらなる競争力強化を促進していく必要がある。			
経緯	(事業実施の具体的なプロセス) 1 申請募集(新エネ・省エネ・環境改善分野に係る事業を推奨) 2 審査会の実施 助成事業所の決定 3 助成事業所の研究開発実施 4 助成事業所の研究開発終了、実績報告書の提出 5 実績報告書の受理、審査 6 交付確定、助成金支給			
事業実施手法				

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)中小企業エコ活動促進資金事業		
所属	局室名	産業経済局	課名	産業振興課
	事業費	200千円	うち一般財源	
事務事業の目的	(対象) 市内の中小企業者			
	(解決すべき課題) 地球温暖化対策を推進するため、環境負荷を低減しながら経済活動を継続させる「循環型社会」への転換が求められている。			
	(求めるべき成果) ものづくりのまち・あまがさきの特性を生かし、市内の中小企業者が、新エネルギーの利用や、省エネ・CO ₂ 削減に寄与する機器の開発や製造等を行うことで、環境負荷を低減しながら経済活動を継続させる「循環型社会」への転換が可能となる。			
	(市関与の必要性) 「地球温暖化対策地域推進計画」の達成や「尼崎版グリーンニューディール」の推進にも寄与するものであり、市が積極的に関与することが必要である。			
事業内容	(課題解決策) 市内中小企業者の、新エネルギー利用、省エネ・CO ₂ 削減にかかる設備等製造の新たな事業化、または事業拡大に必要な資金に対し、日本政策金融公庫の地域活性化・雇用促進資金制度を活用して、その融資を受けた事業者に対する利息の一部助成を行う。			
	【融資対象者】 次の機器の製造を行う中小企業者 (1) 太陽光、風力等の新エネルギーを利用した発電システムのインバーター、バッテリー、その他周辺機器 (2) LED照明、有機EL照明等の省エネ・CO ₂ 削減型機器 (3) 電気自動車のモーター、バッテリー、その他の周辺機器 (4) 市が認定するエコプロダクツ、その他環境負荷の低減に効果があると認められる機器			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成22年11月、市内の産業団体とともに、持続的な成長・発展が可能な“環境の生きづま”の実現を図るため、産業活動のあらゆる場面で先駆的な環境・エネルギー技術の活用に取り組む「ECO未来都市・尼崎」宣言が行われ、これらの活動を支援する取組が必要とされている。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 1 認定の取得及び融資の申込み 融資希望者は、融資対象である旨の市の認定を取得した後、日本政策金融公庫に融資を申し込む。 2 融資の実行 日本政策金融公庫は、審査の結果、融資が適当と認めるときは、融資を行う。 3 償還及び利子補給の請求 融資を受けた者は、元金及び利子を償還し、償還利子の一部を市に請求する。 4 利子補給			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)プロダクトデザイン戦略支援事業		
所属	局室名	産業経済局	課名	産業振興課
	事業費	555千円 (100千円)	うち一般財源	555千円 (100千円)
事務事業の目的	(対象) 市内中小企業者(製造業事業所等)			
	(解決すべき課題) 製品デザインは技術開発とともに市場競争力を決定する重要な要素となっているが、市内中小企業者では対応ができていないところがある。そこで平成22年度よりプロダクトデザイン戦略支援事業を実施しているが、事業者から実践的な形で製品についてのアドバイスを受けられる場の提供をしてほしいという要望がある。			
	(求めるべき成果) デザインを活かした高付加価値製品の創出及び新たな事業転換			
	(市関与の必要性) 国際的な競争力を持つ製品を生産していく中で、生産性の向上と共に製品等の高付加価値化への取り組みが製造業には求められている。デザインという要素は製品の高付加価値化へ大きく寄与し、企業の競争力を高めるものである。デザインの力を持った企業が育成・創出されることで、本市の産業活動が活発になる。今回の拡充事業であるデザインアドバイス会であるが、中小企業者が具体的にデザイナーの視点で自社製品の改善点を聞ける場は少なく、他のセミナーのアンケートでも実践的なアドバイスの場が求められており、ニーズは高い。			
事業内容	(課題解決策) ものづくりにおけるデザインの重要性を認識する場の提供及びデザイン製品作りの支援に加え、「デザインアドバイス会」を実施し、開発中の製品・販売中の製品について、アドバイザーからより実践的なアドバイスを受ける場を設けることで、高付加価値製品の創出及び新たな事業転換を推進させる。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 製品デザインは技術開発とともに市場競争力を決定する重要な要素となっているが、市内中小企業者では対応ができていないところがある。そこで平成22年度よりプロダクトデザイン戦略支援事業を実施しているが、事業者から実践的な形で製品についてのアドバイスを受けられる場の提供をしてほしいという要望がある。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 【デザインセミナー】(6~7月) 製品開発の現場で活躍される方々を講師に招き、そのデザイン活動について講演を行う。 【デザインアドバイス会】(6~7月 デザインセミナーと同時開催) (拡充) デザインに造詣が深い方にアドバイザーとなってもらい、開発中・販売中の製品について、直接アドバイスを受ける場(公開)を設ける。 【プロダクトデザイン展】 デザイン性に優れた工業製品等を「尼崎ものづくりグッドデザイン賞」として選定・表彰する。 「尼崎ものづくりグッドデザイン賞」(7~11月) 【デザイン講座】(2月) 工業デザインをどのように活用していくのかを実践的演習を通じて学ぶ講座を開催する。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)JR塚口駅東土地利用検討事業		
所属	局室名	産業経済局	課名	産業立地課
	事業費	3,200千円	うち一般財源	3,200千円
事務事業の目的	(対象) 土地所有者			
	(解決すべき課題) JR塚口駅東側において閉鎖が予定されている工場の用地について、その広大な跡地の土地利用については幅広い様々な活用手法が考えられる。 当該用地は民間所有であるが、その土地利用については将来的なまちづくりの観点から、土地所有者に対して尼崎市の意向に沿った活用が図られるように働きかける必要がある。			
	(求めるべき成果) 工場閉鎖により発生する広大な敷地については、引き続き事業所としての活用を促すことを基本として、地域経済の活性化への寄与が期待できる土地利用を図る。			
	(市関与の必要性) 当該地は、内陸部における貴重な産業用地であるとともに、駅前に位置する広大な敷地であることから、尼崎市として将来を見据えた土地利用のあり方について提案し、土地所有者に対して働きかける必要がある。			
事業内容	(課題解決策) 民間コンサルタントのノウハウを用い、尼崎市の将来的なまちづくりの観点から幅広い活用手法の提案を受けるとともに、その活用ニーズや実現に向けた課題等を抽出する。 この提案をもとに、学識経験者を交えた検討会議において尼崎市としての意見をまとめ、土地所有者と協議する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 内陸部の工業地域においては、その高い利便性が故に、事業所以外に活用される事案が見られることから、早い段階で土地所有者と協調してその跡地活用を検討していかなければならない。 尼崎市としては、これまで工業系用途地域における事業所の跡地は、事業所としての活用を誘導するという基本方針にたつて、土地所有者に尼崎市としての意向を伝え、事業所の跡には事業所としての活用を望むものであるが、将来的なまちづくりの観点から尼崎市として望ましい活用方法を検討し、その実現に向けて取り組む必要がある。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 1 コンサルタント会社に委託し、将来的なまちづくりの観点から、様々な視点から課題、手法の検討、検証を行い、跡地活用方法について協議する。 2 検討委員会を設置し、コンサルタント会社から提案された活用案をもとに、尼崎市としての望ましい活用方を協議・整理し、土地所有者との調整を図りつつ、可能な限り双方の方針が乖離しないような結果へと導く。			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)あまがさき産業プロモーション事業		
所属	局室名	産業経済局	課名	産業立地課
	事業費	313千円	うち一般財源	313千円
事務事業の目的	(対象) 市内企業(市内事業者)			
	(解決すべき課題) 経済のグローバル化による国際競争の進展や円高の進行により、企業の生産拠点の海外流出や国内投資への魅力喪失が懸念されている状況にあり、市外からの企業誘致だけでなく、既に立地している企業が抱える操業上の様々な問題に対する自治体の丁寧な対応が、立地場所選択のより重要なポイントとされている。			
	(求めるべき成果) 企業と直に接する機会を設けて、立地支援情報をはじめ企業に役立つ情報の発信や企業からの相談に対応することで、地域企業と自治体との関係をこれまで以上に構築し、地域企業を支援するまち、操業しやすいまちであるとの認識を深めることを促し、企業の継続した操業につなげる。			
	(市関与の必要性) ・現在、各課の施策や取組内容については、主に市報やHPを活用しながらその周知を図っているところであるが、産業施策等の情報をより多くの企業に確実に提供し、活用される取組を行う必要がある。 ・企業の移転や集約化が検討される今日、本市産業プロモーションを集中的かつ積極的に展開する必要性は高い。 ・これまで以上に、市内企業との良好な関係を構築していく必要がある。 ・類似事業としては、広く市外・市内の企業立地を促進することを目的として実施してきた「企業立地促進法基本計画推進事業」があるが、当該事業は、主に市内企業が引き続き本市での操業を継続し、企業の拠点地域として重要視されることを主たる目的とした事業である。			
事業内容	(課題解決策) 市内産業関連団体が開催する各種会合やイベントにおいて情報発信・相談デスクを開設し、来訪が見込まれる地域企業関係者に対して、立地支援情報をはじめ、産業関連施策などの情報発信や企業からの相談に対応する。また、市長によるプレゼンテーションを実施し、本市が地域企業への支援に積極的に取り組む姿勢をPRすることで、産業のプロモーションを展開する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 経済のグローバル化による国際競争の進展や円高の進行により、企業の生産拠点の海外流出や国内投資への魅力喪失が懸念されている状況にあり、市外からの企業誘致だけでなく、既に立地している企業が抱える操業上の様々な問題に対する自治体の丁寧な対応が、立地場所選択のより重要なポイントとされている。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 情報発信・相談デスクの開設 ・立地支援情報(産業用地情報、税の軽減制度や工場立地法の特例措置条例等)やその他産業経済局関連施策の情報発信、各種法令に係る届出先の照会や関係書類等の事前入手や取次ぎ対応、その他諸相談への対応。 ・事業実施を予定している各種会合やイベント あまがさき産業フェア(尼崎地域・産業活性化機構)、取引拡大商談会(尼崎工業会)、中核企業交流会(尼崎商工会議所)、その他尼崎経営者協会などが開催する各種会合やイベント 市長によるプレゼンテーション ・市内の産業関連団体の協力を得ながら、自治体のトップが具体的に産業施策のプレゼンテーションを実施し、各種施策の活用促進と地域企業に大きな安心材料を提供する。(産業支援へのメッセージ、各種産業施策の紹介、時機に応じたトピックスなどをテーマに実施予定) ・事業実施を予定している各種会合やイベント 総会・例会(経営者協会)、通常総代会(尼崎工業会)、その他尼崎商工会議所などが開催する各種会合やイベント			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)尼崎市雨水貯留タンク設置助成金交付事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	下水計画担当
	事業費	1,200千円	うち一般財源	
事務事業の目的	(対象) 尼崎市域内の戸建住宅、集合住宅又は事業所に雨水貯留タンクを設置する者			
	(解決すべき課題) 近年、ゲリラ豪雨など下水道の能力を超える大雨が多発している。そのような大雨による浸水安全度の向上を図るため、下水道では6年確率降雨から10年確率降雨への計画降雨強度の向上を検討するとともに、雨水流出抑制施設の整備などを進めている。しかし、ハード整備には費用と時間がかかるため、市民による自助の取り組みとしての雨水対策も有効な手段として進める必要がある。			
	(求めるべき成果) 雨水貯留タンクの設置を促進することで、雨水の流出抑制及び良好な水環境に対する市民意識の高揚を図る。			
	(市関与の必要性) 雨水対策は市が主体となって進める一方で、市民による自助の取組としての雨水対策も有効な手段であると考えられる。その一環として、雨水の流出抑制及び良好な水環境に対する市民意識の高揚を図るため、市が雨水貯留タンク設置助成金を交付する。			
事業内容	(課題解決策) 市民等が尼崎市域内の戸建住宅、集合住宅又は事業所に雨水貯留タンクを設置する際、雨水貯留タンク本体の購入費に1/2を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を助成する。ただし、1回の申請につき1基までとし、限度額を30,000円とする。(設置費、配送費は除く) 以下の条件を全て満たす者を交付対象者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所が本市域内の戸建住宅、集合住宅、事業所であること。 ・ 尼崎市民または本市域内に事業所を持つ事業者であること。 ・ 設置場所の所有者または設置について所有者の同意を得た占有者の申請であること。ただし国、地方公共団体または、これらに準ずる法人の申請を除く。 ・ 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理し、助成を受けた年度の翌年度から7年以上雨水貯留タンクを存続させることができる者。 ・ 過去に当該助成制度に基づく助成を受けていない者。 ・ 雨水貯留タンクを設置する建築物に、過去に当該助成制度に基づく助成を受けた雨水貯留タンクが設置されていないこと。ただし、集合住宅についてはこの限りではない。 ここでいう雨水貯留タンクとは、雨水を有効利用するための施設とし、屋根からの雨水を対象として設置する、製品として購入可能な雨水貯留タンク(容量が80リットル以上)とする。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 雨水対策は市が主体となって進める一方で、市民による自助の取組としての雨水対策も有効な手段であると考えられる。 また、既に兵庫県下の近隣都市が雨水貯留タンクの助成金交付事業を開始しており、尼崎市民から雨水貯留タンクの助成金交付事業について要望も寄せられている。 そこで、このような市民による自助の取組としての雨水対策を支援するために本事業を実施するものである。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 本助成金交付事業に係る要綱等の作成 販売店への助成金交付事業に関する情報の提供 市民等に対する広報活動の実施 7月頃から申請に関する受付事務・雨水貯留タンク設置の現地確認・申請者への助成金の支払い事務の実施			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)街路灯維持管理事業(街路灯LED化)		
所属	局室名	都市整備局	課名	道路維持担当
	事業費	210,258千円 (25,000千円)	うち一般財源	207,308千円 (25,000千円)
事務事業の目的	(対象) 街路灯			
	(解決すべき課題) 水銀灯などの既存の街路灯からLED灯に改修することにより、消費電力量の抑制及びそれに伴う電気料金の削減やCO2削減の効果があることから、環境に配慮されたLED灯への改修を推進する必要がある。			
	(求めるべき成果) 水銀灯などの既存の街路灯から、環境に配慮されたLED灯などに改修していくことにより、消費電力の削減はもちろんのこと、CO2排出量の削減を目指す。			
	(市関与の必要性) 道路管理者として、利用者の安全安心のために設置した街路灯であるため、行政の責任と主体性により、環境にやさしく、維持管理コストの削減につながるLED化への推進を図るべきであるとする。			
事業内容	(課題解決策) 消費電力の削減と維持管理コストの低減を図るため、水銀灯などの既存の街路灯から環境に配慮したLED灯に順次改修する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 電柱共架型80w相当水銀灯からLED灯に改修することにより、消費電力量による電気料金やCO2削減の効果があることから、平成21年度より、国からの交付金や基金などで環境に配慮されたLED灯への改修を推進してきたが、平成23年度で終了する。 LED化することにより、電気料金や環境面で一定の効果があったことから、引き続き、事業を継続して実施する必要があることから事業の企画立案に至った。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 引き続き、これまで取り組んできた電柱共架型80w相当水銀灯のLED化を図るとともに、その他の灯種についても技術革新や市場動向を踏まえ、LED化についての導入検討を行う。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規) 地域における防災力向上事業		
所属	局室名	総務局	課名	防災対策課
	事業費	2,000千円	うち一般財源	2,000千円
事務事業の目的	(対象) 全市民、関係職員			
	(解決すべき課題) 大災害が発生した場合、消防や警察等がすぐに駆けつけられるとは限らず、自分の命や財産は自分で守る「自助」の意識や、近隣の人々が助け合う「共助」の精神を一人ひとりが持ち、災害に対する正しい知識を身に付け災害に備えることが求められている。			
	(求めるべき成果) 「自助」の意識や、「共助」の精神を市民一人ひとりが持ち、災害に対する正しい知識を身に付け災害に備えることにより、地域における防災力の向上を図る。			
	(市関与の必要性) 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守る責務を有しており、地域での「自助」や「共助」の取組を支援する必要がある。			
事業内容	(課題解決策) 市内の自主防災組織及び本市関係職員を対象に「地域における防災力向上講座」を開講し、地域での避難訓練の実施を促進することにより、市民と職員が共に学びながら地域防災力の向上を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 東日本大震災と同規模の津波被害に対しては、ハード対策による「防御」には限界があり、市民の避難に重点を置いた、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を行う必要があることから、当該事業を実施するものである。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 「地域における防災力向上講座」を開催し、概ね次の内容について講習を行う。 地域の防災力向上について 災害シミュレーション 災害図上訓練(DIG) フィールドワーク(まち歩き) 地域防災マップの作成 地域における防災訓練の要領			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)防災情報通信設備整備事業		
所属	局室名	総務局	課名	防災対策課
	事業費	28,400千円	うち一般財源	5,400千円
事務事業の目的	(対象) 市民、在勤者等			
	(解決すべき課題) 今後、高い確率で発生することが予想されている南海地震による津波被害などに備え、全体的な情報発信システムの基礎として、防災行政無線の屋外拡声器を拡充設置する必要がある。 また、本庁舎の発電機が地下にあり、浸水により使用不能となった場合、防災情報通信設備が停止する。このため、別に発電機を設置し防災情報通信設備の機能維持を図る必要がある。			
	(求めるべき成果) 防災行政無線の屋外拡声器を拡充設置し、また、防災情報通信設備の機能維持を図り、市民等への情報発信を行う。			
	(市関与の必要性) 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有し、また、災害に関する情報の伝達等に努める必要がある。			
事業内容	(課題解決策) 防災行政無線屋外拡声器を津波の危険性の高い国道43号以南の居住地域に4基拡充設置する。 また、本庁舎の地下発電機が浸水により使用不能となった場合に備え、可搬式発電機を設置し、防災情報通信設備の機能維持を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 東日本大震災を教訓として、市民等の生命を守るため、今後、高い確率で発生することが予想されている南海地震による津波被害などに備え、当該事業を実施するものである。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 設置に向けた調査業務委託 屋外拡声器設置工事 可搬式発電機設置			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)密集住宅市街地道路空間整備事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	市街地整備担当
	事業費	2,574千円	うち一般財源	1,417千円
事務事業の目的	(対象) 密集市街地の整備・改善を目的に策定した防災街区整備地区計画(現在は、潮江地区、浜地区、今福・杭瀬寺島地区の3地区において策定)の区域内で次のいずれかの土地 A:防災街区整備地区計画で定めた地区施設(うち、幅員4m未満)に接するところで、新築又は建替えを行った際、敷地後退によって生じた土地 B:上記A以外で、地域の防災性の向上に寄与し、「一路線の沿道敷地の権利者で管理協定が締結され、市が認めた道路」(うち、幅員4m未満)に接するところで、新築又は建替えを行った際、敷地後退によって生じた土地			
	(解決すべき課題) Aのケース及びBのケースにより生じた土地を道路として確保する必要があるが、当該土地が私有地であることや、長期間確保する必要があることから、再使用される等の問題が生じる恐れがあり、その適切な確保が課題となる。			
	(求めるべき成果) Aのケース及びBのケースにより生じた土地を道路舗装及び側溝整備等を行い、将来、一本の公道(市道)となるものであることを地域住民に周知を図り、不正使用されない、或いは、不正使用させない状況を作り、当該土地を長期間、安定的に確保する。最終的には、認定道路の要件が整えば、道路認定を行い、市道として維持管理するものとする。こうしたことにより、道路空間の確保を行い、地域の防災性の向上を図る。			
	(市関与の必要性) 密集市街地の整備・改善に向けた取組を進める中、地元から「まちづくり計画」が市に提出され、これを基にした防災街区整備地区計画を平成23年7月1日に都市計画決定した。この地区計画では、木造2階建のものであっても準耐火構造以上にするを義務付けることによって建物の防災機能の向上を図るとともに、災害時の避難通路として、また、延焼の遮断機能としての役割を担う道路を防災道路として地区施設に位置づけている。これらにより、地域の防災性の向上を図るものとしており、市としては、その実現に向けた取組を進めていく必要がある。			
事業内容	(課題解決策) Aのケース及びBのケースについて、建築等により生じた土地に関し、市が道路舗装及び側溝整備等を行う。整備後は、土地所有者が主体的に維持管理を行うが、適正管理に向け、市及び地元も協力して取組む。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市の密集市街地の整備・改善に当たっては、地区計画制度の手法を用いて進めるものとしており、地区計画により、地区内の建物の不燃化を促進するとともに、災害時の避難通路として、また、延焼の遮断機能としての役割を担う道路を防災道路として、地区施設に位置づけ、確保するものとしている。 建物の不燃化については、木造2階建てのものであっても準耐火構造以上にするを建築条例で義務付けており、防災道路としての地区施設の確保については、この施策によりその実現を図るものである。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 本事業の対象となる施主と協議を図り、工事施工の申請書を提出させる。 申請等の手続き後、市が道路舗装及び側溝整備等を行う。 整備後の維持管理は土地所有者が行う。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)尼崎・未来いまカラダ戦略事業		
所属	局室名	環境市民局	課名	健康支援推進担当
	事業費	3,137千円	うち一般財源	3,137千円
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(解決すべき課題) 本市は、平均寿命が県下ワースト1位、65歳未満の死亡原因で予防可能である生活習慣病が5人に1人(第2位)、65歳未満の介護保険給付の原因疾病の6割超が生活習慣病、高額医療を要する疾病も心血管疾患など生活習慣病が上位を占めることから、若年期から生涯を通じた生活習慣病対策が必要。			
	(求めるべき成果) 予防指標を超える市民の割合の減少、市民の健康寿命の延伸、結果として介護保険扶助費、国保医療費の適正化、高血糖、高血圧など生活習慣病予備軍の減少。			
事業内容	(市関与の必要性) 「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」に記載されている、科学的根拠に基づいた、生活習慣病の予防対策を市民が実践するためには、市が組織横断的な学習の機会を設け、生活習慣病予防の意義や、改善方法の考え方、具体的な手法について、全市民、全ライフステージに対してアプローチすることが必要。			
	(課題解決策) 市民や事業者を対象にした既存事業に、関係各部署が共通した資料等を用い、「生活習慣病予防ガイドライン」の内容を理解を高める学習機会の提供など、内容を付加して実施する。(ポピュレーションアプローチ) また、ハイリスクアプローチとして、法令等に基づき既存の健診を実施している部署において、生活習慣病予防ガイドラインの考え方に基づき保健指導や学習支援ができるよう、これにかかる職員に対する専門研修を実施する。			
	(事業企画立案に至った経緯) 脳卒中や心筋梗塞、人工透析の原因となる腎不全などは、長年にわたる偏った生活習慣の結果、少なくとも10～15年経て生じることが医学的にも明らかになっている。 超高齢社会を見据え、医療費や予防可能な介護扶助費等を適正化するためには、今から取り組む必要がある。			
経緯	(事業実施の具体的なプロセス) 1 学習機会の提供 (1)アンケート学習方式 地区まつりや産業フェアなど、不特定多数を対象にする場合は、アンケートを答えることが学習につながる工夫をこらす。正答率を部局を超えて比較できるよう、アンケートは共通のものを作成し、使用する。 (2)集団学習方式 共通の学習教材を活用し、生活習慣病予防ガイドラインの内容の理解を深める学習機会を提供する。 (3)評価 予防指標や食品の基準量を理解できるよう支援できたかを評価するため、翌年に同内容のアンケートを実施する。対象集団が固定できる場合は、対象集団の健診受診率を評価する。 2 生活習慣病予防ガイドラインの考え方に基づき保健指導や学習支援ができるよう、これにかかる職員に対する専門研修を実施する。			
事業実施手法				

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)ヘルスアップ尼崎戦略事業 (尼崎市国民健康保険特定健康診査等第2期実施計画) (CKD(慢性腎臓病)・血管病予防対策事業)		
所属	局室名	環境市民局	課名	健康支援推進担当
	事業費	555,440千円 (5,506千円)	うち一般財源	118,080千円 (0千円)
事務事業の目的	(対象) 市民(尼崎市国民健康保険加入者及び他の医療保険加入者)			
	(解決すべき課題) 尼崎市国民健康保険特定健康診査の第1期実施計画期間が平成24年度で終了することから、法に基づき第2期実施計画を策定する必要がある。 また、これまでハイリスク健診により重症化予備軍を抽出し、保健指導介入を行うことにより、心筋梗塞等の入院件数が減少するなど一定の成果が上がったが、今後、より大きな成果を上げるために、現行のハイリスク健診、保健指導を見直し、予防対象疾病ごとに、より効率的・効果的な健診、保健指導の内容、方法を検討する必要がある。			
	(求めるべき成果) 計画では、国保医療費適正化に向けた最も効率的・効果的な特定健診等の実施方法、内容、評価の方向について定める。また、市民の健康寿命の延伸、結果として医療費、扶助費等の適正化を図る。			
	(市関与の必要性) 計画については法に基づき立案することが義務化されている。 また、特定健診でのハイリスク健診において、高額な医療費(1か月費用額が200万円以上)のうち、心筋梗塞件数が減少しているが、脳血管疾患件数は顕著に減少しておらず、また人工透析導入者は昨年度実績より増加しており、より積極的に医療費適正化効果を上げる必要がある。			
事業内容	(課題解決策) 【拡充部分】尼崎市国民健康保険特定健康診査等第2期実施計画の策定、CKD(慢性腎臓病)・血管病予防対策 尼崎市国民健康保険特定健康診査等第1期実施計画で行ったこれまでの特定健診、生活習慣病予防健診結果、レセプトデータ等の分析、第1期実施計画による実施内容の評価等を行い、第2期実施計画を策定する。 また、従来のハイリスク健診は、内臓脂肪蓄積者や二次予防対象者等、広く重症者予備軍と考えられる対象者に対し、より積極的な生活習慣改善を狙い保健指導効果を高めることを目的に実施してきたが、今回、これまでのデータ等の蓄積による分析結果等をもとに、より効率的・効果的に重症化予防対策を行うため、CKD(慢性腎臓病)及び血管病の発症を確実に予防することに特化した形に事業内容を改めることとし、生活習慣病予防ガイドラインに基づき予備軍を抽出し、保健指導効果を上げるための健診を実施するとともに、継続支援を行う。 なお、CKD(慢性腎臓病)及び血管病予防対策事業については、平成24年度からの生活習慣病予防ガイドラインに基づく事業(「尼崎・未来いまカラダ戦略事業」)として位置づける。			
	(事業企画立案に至った経緯) 特定健診・保健指導、及び今回項目を特化したCKD(慢性腎臓病)及び血管病予防健診を通じて、生活の質の維持・向上を図るとともに、より効率的、効果的に国保医療費適正化を目指すため。			
経緯	(事業実施の具体的なプロセス) ・第1期実施計画による実施内容の分析評価、計画書素案の作成、パブリックコメントの実施、医師会等関係団体及び地域社会福祉協議会などへの説明、平成25年度に計画に基づく事業実施 ・CKD(慢性腎臓病)及び血管病の発症を確実に予防するため、生活習慣病予防ガイドラインに基づき予備軍を抽出し、保健指導効果を上げるための健診を実施するとともに、継続支援を行う。			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)小児肥満対策事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校保健担当
	事業費	1,426千円 (262千円)	うち一般財源	1,426千円 (262千円)
事務事業の目的	(対象) 肥満度30%以上の小・中学生			
	(解決すべき課題) 小児肥満は将来、生活習慣病につながる割合が高いため、小・中学校在籍時において、早期に肥満改善に取り組み、心身の健康な発達を目指す必要がある。特に、肥満度50%以上の重度肥満の割合が高い中学生について、血液検査の受診率を高め、小学校で途切れることなく肥満改善を進める必要がある。			
	(求めるべき成果) 肥満度30%以上の児童生徒を減少させる。			
	(市関与の必要性) 将来的な生活習慣病予防対策として市の関与が必要である。			
事業内容	(課題解決策) 肥満度30%以上の子どもたちが医療機関で血液検査を受診する際、これまで小学生のみ公費負担を行っていたが、平成24年度からは中学生にも拡大し、医師、養護教諭等学校関係者が指導・フォローにより、本人が継続的に意欲をもって肥満改善に取り組むことができるようにする。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 公費負担のない中学生の血液検査の受診率が低く推移しているため。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 病院受診 肥満度30%以上の小中学生を対象に、医療機関での血液検査を全額公費負担で実施する。 健康調査カードに基づく事後指導 小児肥満症スコアに基づき、血液検査の結果、1ヵ月後に再受診、または、専門医療機関紹介などの事後指導を行う。 台帳の活用 経年比較ができるように、児童生徒の台帳を作成しており、小・中学校9年間を見通した管理を行うことにより、受診勧奨や肥満度改善に対するフォローを行う。 受診率の向上 受診率向上の啓発を引き続き行う。			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)暴力団排除に関する条例策定事業		
所属	局室名	協働推進局	課名	市民活動推進担当
	事業費	100千円	うち一般財源	100千円
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(解決すべき課題) 兵庫県においては、平成23年4月1日から暴力団排除条例が施行され、暴力団の排除措置を講じているところではあるが、依然として暴力団が利益を求め、公共工事等や公共施設を利用する状況が窺える。本市においても、市民生活の安全・安心を守るため、先進他都市における取組事例研究や兵庫県警の取組状況等の情報の共有化を行うとともに、暴力団排除措置をより実効あるものとするために、暴力団排除に関する条例制定が必要不可欠な状況である。			
	(求めるべき成果) 平成25年2月市議会に「(仮称)尼崎市暴力団排除条例」議案を提出し、平成25年4月1日に公布、同7月1日に施行する。			
	(市関与の必要性) 市民と事業者等の安全・安心を守るため。			
事業内容	(課題解決策) 市民及び外部有識者等による「(仮称)暴力団排除条例制定検討委員会」を設置し、本市特性に見合った、実効性の高い条例制定を行う。また、条例制定に当たっては兵庫県警の協力を得るとともに、素案策定段階においてパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市においては既に、平成13年度に「尼崎市民の暮らしの安全を推進する条例」を制定し、また、平成22年度には都市公園条例の一部改正を行うなど、市民・事業者等を暴力から守る取組を実施しているが、世論の状況や都道府県、近隣他都市の状況を踏まえ、暴力団排除に係る包括的な条例の制定を行うものである。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) <ul style="list-style-type: none"> ・「暴力団排除に関する条例制定検討会議」(庁内会議)平成24年2月、4月、6月開催 ・「(仮称)暴力団排除条例制定検討委員会」8月以降、3回程度開催予定 ・11月に市民意見公募手続き(パブリックコメント)実施 ・12月に「(仮称)暴力団排除条例制定検討委員会」から「(仮称)尼崎市暴力団排除に関する条例案の考え方」の答申 ・平成25年2月市議会に条例議案を提出 ・平成25年4月1日に公布 ・同7月1日に施行 			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)シティプロモーション調査検討事業		
所属	局室名	企画財政局	課名	政策担当
	事業費	916千円	うち一般財源	916千円
事務事業の目的	(対象) 市民、事業者、行政			
	(解決すべき課題) 本市は、ものづくりの盛んな産業都市である一方で、過去の公害をはじめ、住工混在等による住環境の悪化、治安やマナーの悪さなどを背景に「マイナスイメージ」が先行している。市民、事業者、行政の取組により目に見えて改善は進み、本市を取り巻く環境は様々な面で格段に向上しているにもかかわらず、「マイナスイメージ」が払拭できていない。			
	(求めるべき成果) 市民等の本市へのイメージが向上し、交流人口及び定住人口が増加すること。			
	(市関与の必要性) この事業自体は、市の主体的な取組であるが、その後のシティプロモーションの取組には、市民や事業者の参画は不可欠である。			
事業内容	(課題解決策) 本市並びに他都市の市民・事業者に対し、本市の魅力を的確に伝え、イメージの向上を図り、まちの価値を高めていくシティプロモーションの取組について、調査検討を行う。			
	(1) 庁内検討会議を設置し、本市としてのシティプロモーションの具体化に向けた検討を行う。 (2) 外部有識者を加えた調査検討プロジェクトチームを立ち上げ、(1)の会議の事務局組織として、検討素案の作成や他都市の取組・動向の調査等を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市は、ものづくりの盛んな産業都市である一方で、過去の公害をはじめ、住工混在等による住環境の悪化、治安やマナーの悪さなどを背景に「マイナスイメージ」が先行している。市民、事業者、行政の取組により目に見えて改善は進み、本市を取り巻く環境は様々な面で格段に向上しているにもかかわらず、「マイナスイメージ」が払拭できていない。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) ・平成24年度に庁内検討会議を設置し、調査検討内容を取りまとめ、取組方針を策定 ・平成25年度からシティプロモーション事業を開始			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)まち情報発信事業 (あまがさき・観光振興推進事業「あまかん」)		
所属	局室名	環境市民局	課名	ちかまつ・文化・まち情報課
	事業費	19,023千円 (2,050千円)	うち一般財源	19,023千円 (2,050千円)
事務事業の目的	(対象) 市民、市内外の各種団体・事業者			
	(解決すべき課題) 平成21年度から、地域資源を活かした観光情報の発信や新たな観光振興に繋がる事業の試行を実施してきた結果、観光振興への機運醸成のきっかけづくりとして一定の成果があった。今後も、尼崎の魅力を高める取組を進める必要があるなか、引き続き、観光振興による誘客や交流人口の拡大に向けた取組を強力に推進していく必要がある。			
	(求めるべき成果) 地域の観光資源に関する情報や、各種団体や事業者等が個別に行っている集客事業などの情報が一元的に集約され、効果的な情報発信や多様な主体と連携した事業を企画・実施することにより、観光振興機運を醸成する。			
	(市関与の必要性) 観光協会を持たない本市にとって、「あまかん」が市内の各種団体や事業者が個別に行っている集客事業や既存の観光資源をはじめとする多種多様なまち情報を一元的に集約し、効果的な情報発信を行う窓口として、また、多様な主体と連携して新たな事業を企画するための繋ぎ役として役割を担い、交流人口の拡大を図る。			
事業内容	(課題解決策) 【拡充部分】あまがさき・観光推進事業「あまかん」 本市の観光振興への機運醸成を図るための試行的事業として、平成21年度から実施している、あまがさき・街のみどころご案内パワーアップ事業「あまかん」の事業内容を継続・発展させ、更なる観光振興への取組を推進する。(平成24年度から平成26年度の3年間)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) これまでに蓄積された観光情報(データベースの構築・あまかんHPの運営)やノウハウ(観光パンフや各種マップの制作・観光産業化の企画等)を活かし、市内に高まりつつある観光振興による誘客や交流人口拡大に向けた取組への機運を更に醸成するため。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 1 観光案内所の設置・運営及びまちなか見どころご案内コーナー(仮称)の設置 2 観光データベース及びあまかんホームページの運営に関する業務 3 各種パンフレット・マップ類の更新業務 4 まち歩きコースの整備 5 尼崎の楽しみ方の具体的な提案と発信 6 観光・集客事業の企画・実施業務 7 観光プラットフォームづくり 8 近隣自治体との連携強化 など			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充) すまいづくり支援・情報提供事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	住宅政策課
	事業費	3,050千円 (2,780千円)	うち一般財源	3,050千円 (2,780千円)
事務事業の目的	(対象) 市外居住者を含め住宅購入や賃貸住宅への転居を検討している方など			
	(解決すべき課題) 国勢調査から、依然として転出超過に伴う子育てファミリー層の減少傾向が伺え、それが都市活力の低下にもつながっており、子育てファミリー層を中心に、他市からの転入促進や市内から市外への転出の抑制が必要である。 しかし、本市には保育など子育てに適した環境や交通・買物等の利便性、民間住宅の美しい家並みなどの魅力があるにも関わらず、その情報が十分に他市や本市の市民に発信できておらず、情報が伝わっていないという課題がある。			
	(求めるべき成果) 独自に作成したホームページの情報により本市のイメージアップを図り、子育てファミリー層を中心に、市内定住や市外からの転入を促進する。			
	(市関与の必要性) 転出超過に伴う子育てファミリー層の減少は、都市活力の低下に繋がる重要な課題である。そのため、当該施策により本市への転入意欲や本市での定住意欲の向上に繋がる住まいに関する効果的な情報提供が必要である。			
事業内容	(課題解決策) 子育てファミリー層を中心とした他市からの転入や市内定住を促進するために、本市の住宅政策や子育てについての情報及び本市の魅力に関する情報を、独自のホームページを作成して、ストーリー性のある質の高いものとして分かりやすく発信する。 市民には、販売の機会を捉えた不動産事業者等からの周知など、事業者との連携も行う中で、効果的に情報を伝えていく。			
	(事業企画立案に至った経緯) 不動産事業者等とのヒアリングの中で、本市には保育など子育てに適した環境や交通・買物等の利便性、民間住宅の美しい家並みなどの魅力があるにも関わらず、その情報が十分に他市や本市の市民に発信できておらず、情報が伝わっていないという課題が明らかになったことから、事業化に向けた検討を進めてきた。			
経緯	(事業実施の具体的なプロセス) 1 市民や不動産事業者等と連携する中で、伝える情報の内容や提供の方法等について検討する。 2 市のホームページに掲載している情報を活用するため、庁内関係課と連携調整を図る。 3 ホームページの内容を不動産事業者等から顧客に伝えていくなど、より効果的な情報提供のあり方を検討する。			
事業実施手法				

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)都市計画マスタープラン改定事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	都市計画課
	事業費	4,200千円 (4,200千円)	うち一般財源	4,200千円 (4,200千円)
事務事業の目的	(対象) 市域全域			
	(解決すべき課題) 都市計画マスタープランは、都市全体の土地利用のあり方や地域ごとのまちづくりの方針など都市計画を進めていく上での基本理念・指針となるものであるが、現行の都市計画マスタープランは策定から14年が経過しており、社会経済情勢の変化に対応する必要がある。			
	(求めるべき成果) 本市の都市計画に関する基本的な方針を明らかにすることで、都市づくりや地域づくりの将来像を市民、事業者、行政が共通の目標として共有すること。また、都市計画マスタープランが土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となると同時に、民間開発の誘導指針となること。そしてこれらのことにより、本市がゆとりある安心、安全空間が確保された快適で魅力あるまち、持続可能な社会経済活動が行われるまちとなること。			
	(市関与の必要性) 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針として、市が策定するものである。			
事業内容	(課題解決策) 現行の都市計画マスタープランを平成25年度中に改定する。改定にあたっては、市民公募委員等で構成する会議で素案を作成し、アンケート調査やシンポジウムを開催する等、広く市民の意見を聴く。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 都市を取り巻く状況は、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来、地球環境問題の高まり、厳しい財政状況等、社会・経済情勢が大きく変化している。これからの都市計画は、これまでの右肩上がりの経済成長を背景とした拡大型の都市計画制度の考え方を転換し、低炭素都市づくりにも寄与するよう都市機能が集約し連携する都市構造を実現することが重要となっており、こうした時代の変化を常に見極め、的確に対応すべく、今年度末に予定されている総合計画の見直しに合わせて、都市計画マスタープランを改定するものである。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 平成24年度は、市民参加のもと都市計画マスタープラン見直し素案を策定する。 1 学識経験者、市民からなる都市計画マスタープラン見直し検討委員会を設置し、見直し素案を策定する。 2 市民意見を反映するため、次のことを行う。 市民・事業者アンケート調査 地区別説明会 都市計画シンポジウム 小学生を対象とした将来の尼崎に関する作文・絵画募集 平成25年度は、素案の公表及び意見募集を行い、都市計画審議会へ諮問・答申の後、都市計画マスタープランを改定し広く周知を図る。			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)緑の基本計画改定事業		
所属	局室名	都市整備局	課名	公園計画推進担当
	事業費	4,600千円	うち一般財源	4,600千円
事務事業の目的	(対象) 市域全域			
	(解決すべき課題) 緑の基本計画は、平成11年に策定し、目標年次(平成30年度)における緑地の目標量を定めるとともに、本市全域の緑について、環境、景観、スポーツ・レクリエーション、防災の4つの視点から緑地の検討を加え、それぞれについて配置方針を取りまとめるとともに、具体的な施策を先進的・重点的に展開し、緑化モデル地区となる緑化重点地区を4箇所設定し、その特性に応じた個性ある地区づくりを目指し、取り組んでいる。 しかしながら、策定後10年以上が経過し、策定当時の計画フレームと現状とが乖離してきていること、人口減少社会の到来や高齢化の進行、地球温暖化など社会経済情勢の変化により公園緑地を取り巻く環境が大きく変化していること、また平成16年に都市緑地法が改正されていること、策定中である次期総合計画や改定される都市計画マスタープランなどとの整合性や公共施設の統廃合など新たな課題に対応することが必要となっている。			
	(求めるべき成果) 一定の目標の下に、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることで、都市における良好な住環境を形成することができる。			
	(市関与の必要性) 「緑の基本計画」は、緑とオープンスペース全般に関する総合的な計画であり、住民に最も身近な市町村がその自治事務として策定する計画である。			
事業内容	(課題解決策) 緑の基本計画策定後の取組の検証・評価を行い、社会経済情勢の変化、都市緑地法の改正、策定中である次期総合計画や改定される都市計画マスタープランなどとの整合性や新たな課題などに対応することができる内容を取り入れた計画として見直しを行う一方、計画を着実に進めるために、別途、都市公園整備プログラムや都市計画公園の見直し方針の策定の検討も行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市緑の基本計画は、策定後10年以上が経過し、策定当時の計画フレームと現状とが乖離してきていること、人口減少社会の到来や高齢化の進行、地球温暖化など社会経済情勢の変化により公園緑地を取り巻く環境が大きく変化していること、また平成16年に都市緑地法が改正されていること、策定中である次期総合計画や改定される都市計画マスタープランなどとの整合性や公共施設の統廃合など新たな課題に対応することが必要となってきていることなどから、緑の基本計画を改定する時期にきている。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 平成24年度 市民アンケートの実施 計画の策定に際して住民意見の反映が義務付けられていることから、アンケート調査を行う。 現況調査 緑の基本計画の改定にあたり、必要な現況調査を行う。 素案のたたき台の作成 庁内関係課会議を開催し、素案の作成を行う。 平成25年度 緑の基本計画の改定案の策定 尼崎市公園緑地審議会に「緑の基本計画」の改定の基本的な考え方を諮問し、答申を受けて、改定案を策定する。 素案の公表 素案を公表し、市民意見を聴取する。			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)平和啓発推進事業		
所属	局室名	協働推進局	課名	人権課
	事業費	365千円	うち一般財源	365千円
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(解決すべき課題) 戦後65年が経ち、戦争の記憶が年々風化し、戦争の悲惨さ、残酷さの原体験を直接聴く機会がほとんどなくなったため、多くの市民にとっては歴史上の出来事のひとつになりつつあること。			
	(求めるべき成果) 平和や命の尊さに対する市民の意識高揚を図り、恒久平和の意識が高まること。			
	(市関与の必要性) 平和の推進は、生命、自由及び幸福追求のために不可欠であり、基本的人権を守る視点からも重要な要素であることから、全市的に平和に対する取り組みを行う必要がある。			
事業内容	(課題解決策) 人権教育・啓発事業の新たな施策として、戦争の悲惨さを風化させないため、戦争体験者(原子爆弾被爆者)の語り部事業を実施するほか、平和意識の啓発を推進する冊子や市内にある平和のモニュメントなどの情報を掲載したリーフレットを作成し、平和施策を充実する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 本市は、昭和32年に「世界平和都市宣言」を行い、昭和60年に「核兵器廃絶平和都市宣言」を決議し、平成22年3月には「核兵器の廃絶と恒久平和実現を求める意見書」を採択している。また平成23年2月には、平和市長会議に加盟したことに併せ、核兵器の廃絶と恒久平和を啓発する施策を強化する必要がある。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) ・原子爆弾被爆者による「語り部」活動の実施 (学校3校、総合センター等2箇所:計5回実施予定) ・平和に関する冊子やリーフレットの発行 4,000部 (市立中学校、各総合センター、園田東会館、公民館、地区会館に配布予定)			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)尼崎学園施設整備事業		
所属	局室名	こども青少年局	課名	こども家庭支援課
	事業費	23,217千円	うち一般財源	17千円
事務事業の目的	(対象) 保護者のない児童や虐待されている児童			
	(解決すべき課題) 尼崎学園は児童福祉法に基づく児童養護施設として、保護者のない児童や虐待されている児童などを養護しているが、老朽化した施設の居住環境の改善と児童の安全確保を図るため、施設を建替える。平成24年度は、施設整備に係る設計業務を行う。			
	(求めるべき成果) 「尼崎市尼崎学園」に入所している保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護するとともに児童の自立を支援する。			
	(市関与の必要性) 同施設は老朽化が進んでおり、建物の損傷や設備の故障、漏水等が続いている。また、多くの居室が個室ではないこと、老朽化による居住環境の改善が必要なことから、設置者である市として、個室化やユニット化といった、近年施設に求められる機能を備えた施設に建替える。			
事業内容	(課題解決策) 老朽化に伴い施設を改築する。なお、改築にあたっては、入所児童の居住環境の改善(プライバシーの確保、児童の年齢に応じたケアを行うためのユニット化)を図るとともに、家庭支援の充実と多様な利用者ニーズに対応するため、親子生活訓練室や短期入所用居室、一時保護用居室等を設置する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 施設の老朽化が進んでいることから、改築する。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) ・24年度 設計委託 ・25年度 改築工事及び撤去工事 ・26年度 同上			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)すこやかプラザ施設整備事業		
所属	局室名	こども青少年局	課名	こども家庭支援課
	事業費	12,620千円	うち一般財源	2,800千円
事務事業の目的	(対象) 在宅で子育てをしている保護者とその子ども等			
	(解決すべき課題) すこやかプラザは少子・高齢化社会に向けて、市民がお互いに支え合いながら安心して健やかに暮らせる地域社会の形成に資することを目的として設置した施設であるが、すこやか住まい体験館については、「早期廃止及び子育て支援機能の充実に向けた転用など、その後の有効活用に向けた取組みを進める」との方向性を示しているところである。これを踏まえ、すこやか住まい体験館廃止後のスペースを活用し、現行のすこやかプラザの子育て支援に係る機能の一層の充実を図る必要がある。			
	(求めるべき成果) 家庭の子育て力の向上、ひいては、子どもの健やかな成長を目的として、すこやかプラザにおける子育て中の親子の交流の場(つどいの広場)機能及び子育て支援事業の効果を高めるため、すこやか住まい体験館廃止後のスペースを活用して、一時預かりルーム、ランチスペース、ロビーを設置することにより、以下の効果を生む。 ・一時預かり事業は、保護者のリフレッシュや育児に伴う負担軽減につながるとともに、利用者に親しまれているすこやかプラザでより多くの子育て支援サービスを提供することで安心感の増大、利便性の向上が期待できる。 ・ランチスペース、ロビー等、目的がなくても気軽に立ち寄れる自由な空間を整備することで保護者同士が顔見知りの関係を築きやすくなり、互いに支えあえる場づくりが期待できるため、子育てに関する悩みや負担感の軽減につながる。			
	(市関与の必要性) すこやか住まい体験館廃止後のスペースを活用した子育て支援に係る機能の充実を図るため、市が施設整備を行うものである。			
事業内容	(課題解決策) すこやか住まい体験館廃止後のスペースを活用し、保護者の育児に伴う負担軽減などのため、一時預かりルームを設置して一時預かり事業を実施するとともに、食事をしながら親子同士の交流を深めるためのランチスペース、親子同士や多世代との交流及び子育て支援活動を行うグループ等とも交流できるロビーを設置し、子育て支援事業を展開することにより、すこやかプラザの子育て支援機能の充実を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) すこやかプラザ内のすこやか住まい体験館については、平成12年の開設以来、設備が更新されていないことなどから利用者が減少している状況の中で、「公共施設見直しの方向性(平成22年8月)」において、「すこやか住まい体験館の早期廃止及び子育て支援機能の充実に向けた転用など、その後の有効活用に向けた取組みを進める」との方向性を示しているところである。これを踏まえ、すこやか住まい体験館廃止後のスペースを活用し、現行のすこやかプラザの子育て支援に係る機能の一層の充実を行う。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) ・平成23年度末 すこやか住まい体験館の運営廃止 ・平成24年度 すこやか住まい体験館及び受付窓口に係る設備の撤去 一時預かりルーム、ランチスペース、ロビー設置(工事实施、備品購入) ・平成25年度 一時預かりルーム、ランチスペース等の供用開始			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)つどいの広場設置推進事業		
所属	局室名	こども青少年局	課名	こども家庭支援課
	事業費	44,035千円 (8,315千円)	うち一般財源	22,018千円 (4,158千円)
事務事業の目的	(対象) 在宅で子育てをしている保護者とその子ども			
	(解決すべき課題) 核家族化や近隣関係の希薄化により、在宅で子育てをしている家庭が孤立化している傾向にあり、子育てに関する悩みや負担感を持つ保護者が多い。また、子育てへの悩みや負担感は、虐待へと発展する可能性もあることから、様々な主体が関わり、子育て力を回復、また一層向上させていくための支援が必要である。			
	(求めるべき成果) 家庭の子育て力の向上、ひいては、子どもの健やかな成長。 専門家による相談以外に、保護者同士で共感し合い、支え合うような場の機会提供が有効であることから、当該事業を実施し、保護者同士が仲間となって、子育ての喜びや楽しさ、不安や悩みを共有したり、解決策の情報を交換したりするなどにより、子育ての悩みや負担感の軽減を図る中で、安心して出産、子育てができる環境を整え、子どもの健やかな成長につなげる。			
	(市関与の必要性) 子育て支援については、地域だけでなく、個人や家庭、事業者、行政等社会のあらゆる構成メンバーが、それぞれの役割と責任において、協働により取り組む必要がある。市が関与する必要性としては、すべての子育て家庭を対象に、全市域で均等に、安定的で、質が一定確保されたサービスを提供しなければならないことから、市が関与するものである。 当該事業を運営しているのは、地域で子育て支援の活動をしている団体であり、地域全体で子育て家庭を支え、子どもたちの育ちを支援する意識の醸成へつなげていくものである。			
事業内容	(課題解決策) 在宅で子育てをしている保護者やその子どもたちが交流できる場として、つどいの広場を1箇所増設し、子育てに関する悩みや負担感の軽減を図るとともに、子育てしやすい環境を創出する。また、保護者の育児に伴う負担軽減などのため、一時預かり事業を今回設置する広場において併せて実施する。 (平成24年度は、阪神尼崎駅周辺に設置)			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 現在、市内7箇所の施設で親子の交流の場の運営がなされている。 「次世代育成支援対策推進法に基づく尼崎市後期行動計画策定のためのニーズ調査」において、ベビーカーで通える距離に施設がない状況に置かれている子どもとその保護者が多く、「場所が遠い」や「施設に行くための交通の便が悪い」といった意見があったことから、次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)において、施設数を増やす(計画最終年度には11箇所)ことを目標に掲げている。これに基づき、施設を計画的に設置するものである。 また、在宅で子育てしている保護者の負担感の軽減のため、保護者の所用や買物などの外出時に需要が見込まれる一時預かり事業についても、次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)において、保育所以外で今後4箇所で実施することを目標にしている。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 一時預かり事業を一体的に実施するつどいの広場を開設し事業を運営する団体について、市は公募を行い、応募団体は、実施を予定している事業内容、設置場所、職員体制についてプレゼンテーションを行う。公募を行うに当たっては、新規に始める団体等のほか、すでに独自に一時預かりを含め子育て支援に関する活動をしている団体等も対象とする。また、効果的な一時預かり事業を実施するため、利便性の高い駅前かつ商業地域に隣接している地域での実施が望ましいことから、公募の段階において、実施地域を指定する。(平成24年度は、阪神尼崎駅周辺)			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)児童ホーム開所時間延長事業		
所属	局室名	こども青少年局	課名	児童課
	事業費	25,283千円 (15,285千円)	うち一般財源	5,611千円 (122千円)
事務事業の目的	(対象) 43児童ホーム利用者 約2,100人			
	(解決すべき課題) 平成23年度のアンケート調査結果では保護者から児童ホームの開所時間延長を望む声が多く、父母会からの要望の一つとしても毎年延長に関する内容が出ている状況である。このため、保育に欠ける児童に対して夜間においても安全な生活の場を提供し、保護者に対してもより利便性の高い児童ホーム運営に取り組む必要がある。			
	(求めるべき成果) 延長時の夜間においても、保育に欠ける児童に対して安全かつ快適に過ごせる生活の場を提供し、保護者に対してもきめ細やかな受け入れ体制を整えることでより利便性の高い児童ホーム運営をめざす。			
	(市関与の必要性) 児童ホームすべてが学校敷地内にあることで、就労する保護者が安心して預けることができ、子どもたちにとっても学校の授業終了後からすぐに安心して過ごせる生活の場を提供しているため、市が主体となって取り組む必要がある。			
事業内容	(課題解決策) 児童ホームにおいて、保護者の就労形態の多様化など子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、現行17時までの開所時間を1時間延長し、18時までとする。 ・年間を通じて随時延長希望者を受け入れる。 ・1人からでも延長利用の希望があれば受け入れる。 ・児童の安全を最優先に考え、延長時の下校については保護者等のお迎えを条件とする。 ・児童延長育成料は、月額1800円。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成23年度のアンケート調査結果では保護者から児童ホームの開所時間延長を望む声が多く、父母会からの要望の一つとしても毎年延長に関する内容が出ている状況である。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) ・平成23年12月補正 料金徴収システム改修に着手 ・平成24年4月～ 開所時間延長を実施			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)社会力育成モデル事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校教育担当
	事業費	1,206千円	うち一般財源	1,206千円
事務事業の目的	(対象) モデル校となる中学校(3校)			
	(解決すべき課題) 本市の子どもたちの課題は、学力向上をはじめ、暴力行為等の問題行動件数の多さや不登校生徒の出現率の高さなどがあげられている。教育委員会は、これまでそれらの課題解決のためにさまざまな施策を実施してきたものの、改善されつつあるとはいえ、学力についても依然として全国平均に達しているとはいえない状況であり、不登校生徒の出現率も全国平均より高い状況が続いている。 また、地域の子ども会への参加者減少に加え、中学生が地域の行事に対して積極的に参加する子どもたちの意識も全国平均を大きく下回っている結果からも、子どもたちにとって、家庭生活や地域の仲間と共に育まれる人間関係を結ぶ力や地域の行事等に参加することで育まれる社会性を身につける機会が減少していると懸念される。			
	(求めるべき成果) 集団の中で人と人のつながりを大切に、積極的に他者と関わることで信頼や友情でつながる望ましい人間関係を築く力を育む。さらに、よりよい集団となるための自治活動や課題解決に必要な意識や知識、スキルを身につけることで、主体的に地域や社会に参画し、行動することによって学ぶ力を育成する。			
	(市関与の必要性) 学習指導要領に示されている教科や道徳・総合的な学習・特別活動の目標を達成するために、市として本事業による研究及び実践が必要である。			
事業内容	(課題解決策) 本市の現状を踏まえ、教育委員会は、平成24年から中学校において教科や道徳・総合的な学習・特別活動の時間の一部を横断的に活用し、以下の3つの観点による子どもたちの社会力の育成を推進する。 学級を基盤とした小さな集団から、目指すべき目標や規範を設定して協力し合って望ましい人間関係を築くこと 最も身近な自治を考える場である生徒会活動を活性化して、よりよい学校生活を送るために協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成すること ボランティア活動等の体験活動を通して、その意義を理解し、地域社会に参画する態度を育成すること			
	(事業企画立案に至った経緯) 本市の学力・生活実態調査において、中学2年生では学級の中で「自分勝手な行動や発言を許さない雰囲気がある。」という問いに対して、肯定的な回答をした生徒の割合が低く、子どもたちの集団の中での規範意識の低さも課題となっている。このほかにも、本市の子どもたちの現状を考えると「社会に対する関心」「粘り強く物事に取り組む力」「ボランティア活動に対する意識」「集団の中でのリーダー性」等の課題もあり、教育委員会では、子どもたちが、望ましい人間関係づくりや規範意識を身につけることに加えて、主体的に行動する力も身につけていかなければならないと考えたことから、子どもたちが地域の一員として主体的に社会に参画する意識の育成をめざす事業を立ち上げる必要があると考えたため。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 研究指定校として3つの中学校において実践的な活動を研究する。 ア これまでの取組内容の点検 イ 主体的に参画する行事や取組の検討 ウ 3校の交流及び全中学校への発信 学校教育担当として研究指定校および他の16校に対して次の支援を行う。 ア 研究指定校の担当者を対象に子どもたちの社会力育成についての研修を実施する。 イ 19校生徒会担当者等を対象に生徒会を中心とした地域参画についての研修を実施する。 ウ 19校の生徒会役員を対象に宿泊研修を実施する。 エ 教育総合センターと連携し、教職員に子どもたちの社会力育成についての研修を実施する。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)尼崎市学習到達度調査事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校教育担当
	事業費	540千円	うち一般財源	540千円
事務事業の目的	(対象) 小学校5年から中学校3年までの対象学年			
	(解決すべき課題) 本市における学力向上の取組は、これまで一定の成果が上がっているものの、より一層学力を高める必要がある。そのため、子どもたちに新学習指導要領に定める学習内容の定着を確立させ、自分の希望する進路を選択することのできる学力を身につけさせていかなければならない。			
	(求めるべき成果) (1)学習指導要領に定める目標や内容に照らした学習定着度を把握するとともに、本市の学力向上の施策の成果や課題を検証し、より効果のある事業を実施する。 (2)学校は、目標に準拠した評価の客観性を検証し、授業と評価の一体化を図るとともに、自校の実態や課題を把握し、授業改善を図るためのPDCAサイクルを確立する。 (3)(1)(2)により、子どもたちが中学校卒業後、公立高校の学区再編を見据え、希望する進路を選択することのできる学力を身につけさせる。			
	(市関与の必要性) 公立小中学校において、児童生徒の学習環境の向上と教員の教育活動の充実に必要な取組や支援を実施することは、公立学校の設置者である市の責務である。			
事業内容	(課題解決策) 学習指導要領の目標や内容の達成状況が把握できる学習到達度調査を実施する。調査問題は、教科研究会と教育委員会が協力して作成する。調査結果をもとに、各学校は授業の工夫改善を図るための方策を策定し、教育委員会に授業改善のための計画書を提出し、計画書に沿って実践を図る。教育委員会は、各学校の実践に対し、計画的に学校を訪問し指導助言をしていくとともに、全市的な学力状況を把握し今後の施策に活かしていく。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) これまでの本市における学力向上の取組は、一定の成果を上げているものの、今後、より一層学力を高めていく必要がある。また、各学年の子どもたちの学力の弱点を克服できる授業内容の改善などに取り組み、学習指導要領で示されている学習内容の習熟を図るほか、今後の公立高校の学区再編を見据えると、尼崎市の子どもたちが希望する進路を選択できる学力の確立についても必要性が高いと考えたため。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 1 平成24年の後半に、設定した対象学年に学習到達度調査を実施する。 (平成24年度は、対象学年の内、2学年で実施する方向で調整中) 2 各校は調査結果から授業の改善や未定着の学習内容の解決に向けた方策を策定し、教育委員会に計画書を提出する。 3 各校は、計画書に沿って課題解決に向け3学期に授業改善等の実践を図る。 4 全国学力・学習状況調査や尼崎市学力・生活実態調査等の結果をもとに、成果と課題を探り、授業改善等の実践を図る。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)学力向上クリエイティブ事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校教育担当
	事業費	38,481千円 (2,080千円)	うち一般財源	38,481千円 (2,080千円)
事務事業の目的	(対象) 市立小学校43校の児童、市立中学校19校の生徒及び小・中学校の教員			
	(解決すべき課題) これまでの学力・生活実態調査の分析結果から、学力と学習習慣には相関のあることが分かっている。また、平成21年度の調査結果では、家庭学習を「ほとんどしない」と回答した中学校3年生が約2割おり、学習時間が30分未満を含めると、約3割に上り、学習習慣の確立に課題がある。 そこで、教育委員会は、子どもたちが自らの進路に向かって学習に取り組み、すすんで自学自習できるようにするため、学力向上クリエイティブ事業を拡充し、中学校がそれらの取組を実施できるようにしていく必要がある。また、今後の公立高校における学区再編が予定されており、子どもたちは、学習習慣や学習方法を身につけ、さらに学力を向上しなければならない現状がある。			
	(求めるべき成果) (1)子どもたちが自らの進路を切り開くことのできる確かな学力を身につける。 (2)子どもたちが自学自習のできる学習習慣を身につけ、学習に積極的に取り組む態度を育む。 (3)(1)(2)により、子どもたちが中学校卒業後、希望する進路を選択することのできる学力を身につけさせ、今後の公立高校の学区再編にも対応する。			
	(市関与の必要性) 公立小中学校において、児童生徒の学習環境の向上と教員の教育活動の充実に必要な取組や支援を実施することは、公立学校の設置者である市の責務である。			
事業内容	(課題解決策) 学力向上クリエイティブ事業の拡充(支援9)として実施する。 ・きめ細かな指導を行うため、大学生等の補助を必要とするが、あくまで実施する主体は教員であり、教員が中心となって子どもの指導にあたる。 ・対象人数は市内中学校3年生(約3,000人)の2~3割程度を目標にする。 ・学習習慣を身につけ、学習を継続して行っていくことが目的であるから、子どもたちは自分のノートを用意し、2学期以降にも継続して使用できるようにする。 ・指導補助にあたる大学生等は、これまでに指導員や教育実習に来た大学生を中心に採用していく。			
	(事業企画立案に至った経緯) 中学校3年生のほとんどの生徒は、夏季休業中の前半にクラブ活動を終了する。この時期は、学習習慣や学習方法を身につけ、気持ちを学習面に切り替えさせ、それを2学期以降につなげていくチャンスである。加えて、中学校で学んだ内容を確実に身につけるために夏季休業中に集中的に学習させることによって、自らの進路に向かって学習に取り組み、すすんで自学自習できるようにする態勢にすることを意図し、今後の公立高校の学区再編も見据え、当該事業内容を立ち上げるに至った。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) ・夏季休業中に、中学校3年生を対象に実施する。 ・学習の総日数を10日から20日の間で計画し、中学校の教員が中心になり、大学生等の補助を受けながら実施する。 ・対象は中学校3年生の希望者とする。 ・学習場所は、夏季休業中でもあり図書室等の学習環境の整った場所で実施する。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)中学校弁当推進事業		
所属	局室名	教育委員会事務局	課名	学校保健担当
	事業費	5,992千円 (5,992千円)	うち一般財源	5,992千円 (5,992千円)
事務事業の目的	(対象) 中学生			
	(解決すべき課題) 中学生の昼食に関するアンケート調査(平成23年6月実施)の結果、本市の家庭からの弁当持参率は、毎日持参が約70%、週4日以上が約93%、週3日以下が約7%であるが、家庭の事情で弁当を持参できず、弁当を持参できない日の昼食については、約78%が菓子パンで済ませている現状から、「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせることは、重要な課題である。			
	(求めるべき成果) 育ち盛り、食べ盛りの中学生の食生活を改善して、健全な発達に寄与する。			
	(市関与の必要性) 子どもたちの食育の推進は市の責務であり、子どもたちに対して栄養バランスの取れた昼食の機会を提供することは重要な取組みである。			
事業内容	(課題解決策) 廉価で、ごはんを主食とし、栄養価があってバランスの取れた弁当を提供する。 (弁当種別)日替り弁当 (メニュー構成)生徒の嗜好に合った洋風献立を増やし、汁物も取り入れる。 (価格)350円 (申込み方法)配膳室にて、事前申込みのチケット制 (申込み・配膳・返却対応者)配膳員を配置(弁当業者に委託) (配膳場所)空き教室等を利用し、一定の設備を整える。 (厨房機器)ごはんを温める温蔵庫の整備 (業者選定)プロポーザル方式にて業者選定し、契約期間は5年間を予定。 (利用見込)約10%(1校当たり約50人程度)			
	(事業企画立案に至った経緯) 家庭の事情で弁当を持参できず、やむなく菓子パン等で昼食を済ませている子どもたちの昼食改善及び子育て支援の必要性を認識しており、先行実施する他都市の事例を参考に、平成20年度から実施している中学校弁当事業の改善を行うこととした。			
経緯	(事業実施の具体的なプロセス) 平成24年度は3校の実施を行い、年次的に実施校を拡大し、早期に全校実施を目指す。 【平成24年度事業スケジュール】 ・平成24年4月下旬～7月下旬 業者選定委員会(6月下旬にプレゼン実施) ・平成24年5月～7月 配膳室整備 ・平成24年7月下旬 業者決定 ・平成24年7月下旬～9月末 業者との献立協議等事前準備 ・平成24年10月 事業開始			
事業実施手法				

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)要約筆記奉仕員養成事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	障害福祉課
	事業費	489千円	うち一般財源	489千円
事務事業の目的	(対象) 市内在住の聴覚障害者、医療機関・公的機関の職員			
	(解決すべき課題) 中途失聴者にとって要約筆記は社会参加を図る上で非常に重要なツールであるが、本市で派遣できる要約筆記者が不足していることから、申請をしても派遣が出来ない場合があるなど利用しづらい状況となっているため、要約筆記者の養成を行う。			
	(求めるべき成果) 要約筆記者が増え、要約筆記者派遣事業が充足することにより、聴覚障害者がより社会参加を図ることが出来る。 また聴覚障害者が医療機関・公的機関にかかる際に、医療職や専門職が要約筆記を介して迅速に正しい知識を伝えることが可能となる。			
	(市関与の必要性) 市では、聴覚に障害がある方が、医療機関や公的機関等での手続き等に当たって、円滑に相互のコミュニケーションが行われ、的確に図られるよう、要約筆記者派遣事業を委託により実施している。 本事業で派遣する要約筆記者は、一定の講習を終え市に登録をした者を派遣しており、筆記者の確保は市が行う必要がある。			
事業内容	(課題解決策) 現在、手話通訳者養成講座を尼崎市聴覚障害者福祉協会に委託し、同講座の修了生を手話通訳者として市に登録し、手話通訳者派遣事業に活用することとしている。 手話通訳者と同様に、要約筆記者養成講座を同協会への委託により開催し、講座の修了生を派遣事業の要員として市に登録することで、筆記者の確保を図る。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 現在、本市では要約筆記者派遣事業は行われているが、要約筆記者を養成する事業がなく、障害福祉計画等においても課題となっていた。一方で、手話通訳者養成の参加者が少なくなっていたことから、効果的な実施を図るため、23年度から事業手法等カリキュラムを改めるとともに、委託先を尼崎市聴覚障害者福祉協会に変更した。 また、22年度に要約筆記者養成にかかるカリキュラムが聴覚障害者団体の協力を得て、国において一定の整理が図られている。 こうしたことを踏まえて、障害者自立支援法の地域生活支援事業である要約筆記奉仕員養成事業を行い、筆記者の不足に対応していく。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 市報等で、要約筆記者派遣事業に登録を希望する要約筆記者を募集。 要約筆記奉仕員養成講座(手書き)を開講。 (1回3時間。全18回を予定。) 講座修了者は、要約筆記者としての登録を行う。			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)障害者就労支援事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	障害者自立支援担当
	事業費	21,618千円 (8,821千円)	うち一般財源	21,618千円 (8,821千円)
事務事業の目的	(対象) 一般就労を希望する障害のある人			
	(解決すべき課題) 現在、本市では、「知的障害者就労支援事業」として社会福祉法人が行う就労支援相談等の取組みを補助することにより、障害のある人の就労相談を支援しているところであるが、当該法人におけるその取組みは主に知的障害者に限定したものである。 そのため、知的障害のある人のみならず、精神障害など他の障害のある人も支援の対象とした就労に関する相談支援体制を整備する必要がある。			
	(求めるべき成果) 障害のある人が求職活動や職場実習など就労に必要な支援を受けて、自分の適性に合った仕事に就き、また、安心して働き続けることのできる環境が得られる。 さらに、障害のある人の就労が増え、職場に定着することにより、障害のある人の雇用に関する意識がより一層促進され、一般就労の場が広がる。			
	(市関与の必要性) 尼崎市障害者計画では、障害のある人が地域で自立して生活を送るには、就労機会の確保とその支援の充実を課題としている。 また、障害者雇用率制度の対象拡大など、身体や知的障害のある人のみならず、精神に障害のある人への就労支援の充実が必要である。 さらに、障害者自立支援法の改正により、相談支援の一層の充実が図られていく中で、本市としても3障害に対応した就労に関する相談支援の充実を図る必要がある。			
事業内容	(課題解決策) 現在、本市が補助を行っている「就労支援センターみのり」(運営:社会福祉法人 福成会)に、知的障害のある人に限定せず、身体又は精神に障害がある人に対する就労支援を行っていただく。 その際、就労に関する相談支援事業として、これまでの補助事業を委託事業として拡充する。 また、委託に伴い3障害の特性に対応するための人員体制を確保することにより、尼崎市障害者計画に掲げている障害のある人の就労を総合的に支援する拠点の整備に資する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から地域相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援)が創設されるなど、入院・入所からの地域移行がさらに促進される。 また、障害福祉サービス等を受ける全ての利用者に対してサービス等利用計画の作成が必要となるため、この計画作成時において行うニーズ把握等において、就労に対する意欲があるにも関わらず相談支援機関に繋がっていなかった障害のある人からの相談が増えることが想定される。 こうした時期を失することなく、障害のある人の地域での暮らしを支援する観点からも、就労を支援する体制の強化を図るもの。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 次に掲げる支援を委託事業として、実施する。 就労相談 就労準備訓練及び職場実習支援 就労定着支援 就労生活支援 職域開発 関係機関との連絡及び調整 その他就労支援の目的を達成するために必要なこと			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)障害者(児)相談支援事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	障害者自立支援担当
	事業費	94,883千円 (56,002千円)	うち一般財源	94,883千円 (56,002千円)
事務事業の目的	(対象) 障害のある人及びその保護者や介護者など			
	(解決すべき課題) 障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その相談に応じて、福祉サービスなどの必要な情報提供や権利擁護のための支援を行うことが必要である。			
	(求めるべき成果) 障害のある人が自立した日常生活や社会生活が送れる。			
	(市関与の必要性) 自治体の責務として市役所の窓口において各種の相談に応じるとともに、平成19年度からは委託による相談支援事業を開始し、支援を必要とする一人ひとりの状況に合わせた柔軟な相談支援を実施してきたところである。 平成24年4月の障害者自立支援法改正においても相談支援の更なる充実が求められていることから、相談支援体制の強化に向けた、より一層の取組みが必要である。			
事業内容	(課題解決策) 委託相談支援事業所の体制等の充実を図る。 また、地域の相談支援事業者だけでは対応できない個別事例への対応、相談支援事業者との連携・調整、地域移行等のネットワークの構築や自立支援協議会の運営など、相談支援に係る中核的な役割を果たす基幹相談支援センター設置に向け、本市も一定の体制の充実を図る。 また、実施状況を鑑みて、今後も引き続き権利擁護や相談支援の強化に向けた体制整備を図っていく。			
	【事業費内訳】 (款)民生費 (項)社会福祉費 (目)障害福祉費 (事業名)障害者(児)相談支援事業費 : 89,178千円 (款)民生費 (項)児童福祉費 (目)児童福祉総務費 (事業名)障害児相談支援事業費 : 5,705千円			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 複雑かつ専門性を有する相談支援については、相談支援事業所と本市とが一体となって対応しているが、相談支援事業所においては増大する相談支援ニーズへの対応が困難となっている。 また、適切な相談支援を行うには一定の経験に基づくノウハウを有する複数人での対応が必要である。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 委託相談支援事業所一か所あたりの委託料を増額し、複数人で対応できるように体制の充実を図る。 複数の委託相談支援事業者での対応が可能となるよう、委託先を増設する。 (現行:6か所 拡充後:9か所) 庁内の体制整備の充実を図り、地域の相談支援事業者だけでは対応できない個別事例への対応などを図る。			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)地域福祉推進事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	福祉課
	事業費	35,898千円 (17,949千円)	うち一般財源	26,924千円 (17,949千円)
事務事業の目的	(対象) 全市民			
	(解決すべき課題) これまでも地域で様々な住民や団体が活動しており、また行政による高齢・障害・児童分野等の施策も実施してきているが、課題が複合化したケースや、福祉施策の対象とならないケースなど、ニーズや課題の多様化・複雑化に伴い、既存の仕組みや制度では対応できない生活・福祉課題も生まれてきている。 また、平成23年3月の東日本大震災において、公助や自助と並び、地域の共助の大切さが改めて認識されているところである。 そのような状況の中、身近な生活圏域において、地域住民をはじめ、当事者、各種団体や専門機関、行政などが連携し、災害時も見据えた平素からのつながりづくりを推進する必要がある。			
	(求めるべき成果) 地域住民や当事者、各種団体、専門機関、行政などがそれぞれがつながりを持ち、地域福祉会議などの情報共有の場を介して地域の要援護者や生活・福祉課題に係る情報を把握することで、当該地域の要援護者が安心して地域生活を送れるネットワークを構築することで、誰がどのような状態になっても地域生活を送ることができる福祉コミュニティ基盤の形成を目指す。			
	(市関与の必要性) 地域福祉活動専門員の取組みは、地域住民が要援護者の早期発見、対応、専門機関やネットワークとの連携を行う体制整備(制度の隙間や狭間の課題に対応する地域福祉セーフティネットづくり)でもあり、生活保護などの行政によるセーフティネットによる対応を要する状態に陥ることを予防するという意義もある。 また、災害時要援護者支援も見据え、平常時からの地域の共助を推進する必要もある。 現在、地域福祉活動専門員を3名配置しているが、住民の身近な相談援助機関の充実のため、各地区に1名ずつ計6名を配置する。			
事業内容	(課題解決策) 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会が配置する3名の地域福祉活動専門員が進めている、小地域福祉活動や地域のネットワーク化等のさらなる推進を図るため、各地区に1名ずつ計6名を配置し、住民の身近な相談援助機関としての体制強化を図る。 市としても、「第2期あまがさき地域福祉計画」(平成23～28年度)を推進するため、重点的な取組の一つとして、引き続き社会福祉協議会に対して事業補助を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 地域や各種団体などにより、これまでも主体的な取組みが展開されているところであるが、ニーズや課題が多様化・複雑化するなか、今後はそれらの取組みがより幅広く展開されるとともに、そこに行政・専門機関も参画し連携していく体制づくりが求められている。 また、制度の隙間や狭間の課題も増えてきている中で、それらの課題を抱える要援護者の地域生活を支える体制づくりも求められている。 その体制づくりにあたり、尼崎市の地域福祉推進の一つの軸として、地域に密着してそれぞれを総合的につないでいく中心的役割を担うコーディネート機能が必要である。 また、平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、災害時要援護者支援に関する取組みについても地域で機運が高まっており、これらに取り組む地域を支援する上でも体制強化が必要である。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 尼崎市社会福祉協議会が、以下の役割を担う地域福祉活動専門員を配置し、地域福祉推進に取り組むにあたり、その配置と事業経費に対する財政支援として事業補助を行う。 制度の隙間・狭間の課題を抱える要援護者を支えるネットワークの構築 地域包括支援センターをはじめとする地域の専門機関とのネットワークを構築し、地域の活動だけでは支えていくことが困難な要援護者に対する地域の支援体制ネットワークづくりを推進する。 地域福祉の啓発、担い手の確保・育成 地域福祉の推進に向けた機運を高めるとともに、地域における新たな人材の発掘も含め、地域での活動者を増やし、多様な主体が連携・協力し合い、地域福祉の推進に向けた取組みが展開されるよう支援する。 小地域福祉活動支援 要援護高齢者の見守りや地域高齢者福祉推進事業などの地域福祉に関連する事業を一つのきっかけとするなどして、身近な生活圏域でその地域の状況などに応じた取組みが広がるよう支援をする。 地域福祉会議の開催支援 地域におけるネットワーク(つながりづくり)として、地域住民をはじめとする様々な立場の人が地域の生活・福祉課題などの情報を交換・共有する会議の設置や運営などを支援する。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)災害時要援護者支援事業		
所属	局室名	総務局・健康福祉局	課名	防災対策課・福祉課
	事業費	753千円	うち一般財源	753千円
事務事業の目的	(対象) 災害時要援護者			
	(解決すべき課題) 現在、住民登録や介護度、障害等級などを基に「災害時要援護者リスト」を市で作成しているが、その方の日常生活における世帯や身体、住まいの状況などを詳細に把握することが困難であり、災害時における人的被害の軽減に寄与する情報としていくためには、地域住民の方々の協力を得ながら、より現実に近い「災害時要援護者台帳」を整備し、災害時の活用性を高めるとともに平時における「地域の共助」体制の強化に努めていく必要がある。			
	(求めるべき成果) 地域における平素のつながりの中で、災害時要援護者の日常生活における世帯や身体、住まいの状況などを認識でき、それらの情報が「災害時要援護者台帳」に反映されることで、地域と市で災害時に機能しうる災害時要援護者に関する情報が共有される。			
	(市関与の必要性) 市は市民の生命、身体及び財産を災害から守る責務を有しており、災害発生時における、災害時要援護者の安否確認や避難等に備え、地域住民等の協力を得ながら「災害時要援護者台帳」を整備するとともに、災害時要援護者に対して、地域ぐるみで避難できる体制づくりを支援する必要がある。			
事業内容	(課題解決策) 地域における平素のつながりの中で、災害時要援護者の生活状況等を認識するとともに、それらの情報を災害時要援護者台帳に反映し、災害時の活用性を高めた台帳を整備する。 また、これらの地域における見守り活動等の小地域福祉活動を通じて、災害時においても機能する、平常時からの「地域の共助」体制の推進を図る。(福祉課) さらに、その推進にあたっては、社会福祉協議会をはじめとし、当事者団体、民生児童委員協議会連合会、事業者、NPO等の団体で構成する連絡会を設置し、連携体制の強化を図る。(防災対策課)			
	経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を受け、本市でも近い将来に起こりうる南海地震に備えた地域防災力向上のための取組みや要援護者の見守り活動について、地域の関心が高まってきている。 高齢者等見守り活動に取り組む地域が広がってきているように、地域福祉に関する意識が高まっている地域も多くあることから、災害時も見据えた平素からの取組みを地域等の協力を得ながら進める必要がある。		
事業実施手法		(事業実施の具体的なプロセス) (災害時要援護者台帳整備) 実施地域の災害時要援護者に対して、市が意向調査を実施する。 意向調査の結果を地域と共有する。 地域での平素の見守り活動等を通して、災害時要援護者の生活状況等を地域で認識していただく。 市がこれらの情報を基に災害時要援護者台帳を更新し、地域に更新した台帳を返し、お互いに共有する。 上記プロセスを通し、地域の協力をいただきながら、災害時の活用性を高めた台帳をともに作り上げる。 (福祉課)		
	(災害時要援護者支援連絡会) 災害時要援護者支援連絡会メンバーの選定 連絡会の開催 要援護者の特色に応じた対応策の検討 支援者確保の方法の検討 (防災対策課)			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)尼崎市高齢者等見守り安心事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	高齢介護課
	事業費	9,260千円 (1,879千円)	うち一般財源	9,260千円 (1,879千円)
事務事業の目的	(対象) 単身世帯高齢者や高齢者世帯などの、援護を必要とする高齢者等(概ね50,000世帯)			
	(解決すべき課題) 高齢者の孤独死や高齢者世帯の介護疲れによる不幸な事例などが社会的な問題として注目されるようになってきている。 尼崎市においても、他都市に比べ単身高齢者が多い傾向があることなどから、こうした悲劇を未然に防ぐ方法の一つとして、地域住民による地域の高齢者のための見守り体制の整備が必要とされている。			
	(求めるべき成果) 単身世帯高齢者や高齢者世帯などの援護を必要とする高齢者であっても、住み慣れた地域で孤立化することなく安心して暮らし続けることが出来る地域社会。			
	(市関与の必要性) 単身世帯高齢者や高齢者世帯などの援護を必要とする高齢者等が増加する中、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、老人クラブ、婦人会などの様々な地域資源が協働し、地域が一体となった見守り体制の構築を支援することで住民の福祉の増進を図る。			
事業内容	(課題解決策) 現在は、平成21～23年度を期間とする国事業「安心生活創造事業」のモデル都市として選定されたことから、国補助を活用し「要援護高齢者見守り対策検討事業」として3年間で支所単位の6地区に3地域ずつの計18地域で、地域住民による地域の高齢者のための見守り体制の構築を目指して活動している。 国補助期間の終了する24年度以降についても、市単独事業「尼崎市高齢者等見守り安心事業」として、全市域での見守り活動の実施に向け、更なる地域の拡大を目指していく。 見守りの活動単位(地域)については、主に社会福祉協議会の連絡協議会単位とし、市から委嘱される見守り推進員・協力員(主に社会福祉協議会会員や民生児童委員、婦人会・老人クラブ会員などで構成)が見守りを希望する単身高齢者等への定期的な訪問や随時の声掛け、あるいは外観等からの見守りを実施する。 また、地域住民による「見守り安心委員会」を設置し、その地域での見守り方法・課題等を自主的に話し合い、解決を目指す。 今後の中期的な目標としては、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間である平成24～26年度にかけて、毎年度6地域ずつの拡大を図り、市内74連協の約半数にあたる36地域での活動開始を目指し事業を進めていく。			
	経緯	(事業企画立案に至った経緯) 少子高齢化が急速に進行するなか、地域での高齢者の孤独死などの問題が顕在化し、地域福祉の再構築が課題となっている。 こうした中で、市町村と国が協働して地域福祉の進展への取り組みである「安心生活創造事業」を活用し、尼崎市として「要援護高齢者見守り対策検討事業」を実施することとした。 24年度からは市単独事業「尼崎市高齢者等見守り安心事業」として、引き続き地域福祉の進展に取り組んでいく。		
事業実施手法		(事業実施の具体的なプロセス) 見守り実施地域については23年度(18ヶ所) 24年度(24ヶ所) 25年度(30ヶ所) 26年度(36ヶ所)を目指す		
	【地域における活動の流れ】 見守り地区指定 見守り推進員・協力員の選任 地域における「見守り安心委員会」の設立 地域の要援護高齢者への全戸訪問 見守り希望者に対する見守り活動の開始			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)社会的な居場所づくり支援事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	福祉事務所
	事業費	11,000千円	うち一般財源	
事務事業の目的	(対象) 生活保護受給者及び生活保護世帯の子ども			
	(解決すべき課題) 昨今の雇用情勢などにより、生活保護受給者の中には、就労を希望してもなかなか就労に結びつかず、意欲を失って社会から孤立する人がいるため、社会とのつながりを結びなおす支援が必要になっている。 また、学力や家庭環境などを背景に、学校にも家庭にも居場所がなく、成長した後に再び生活保護に至る子どもがいるため、子どもと親の理解を深め、家庭学習の習慣付けによる子どもの自立助長を目指した支援が必要になっている。			
	(求めるべき成果) 生活保護受給者一人ひとりが社会的つながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送れるようになること。 また、生活保護世帯の子どもが成長とともに経済的自立を果たすこと。			
	(市関与の必要性) 社会的な居場所づくり支援事業は、国のセーフティネット支援対策等事業における自立支援プログラム策定実施推進事業の中の優先的採択事業として位置づけられている。 本市においても、生活保護受給者は増加し続けており、上記にある課題を解決するために新たな取り組みが必要となってきた。			
事業内容	(課題解決策) 【ボランティア・職場体験事業】 就労意欲を喪失している者で、社会とのつながりを持たせることが必要と認められる生活保護受給者(初年度約70人予定)について、NPO法人等の有する既存のネットワーク(市内約10事業所程度を予定)を活用し、ボランティアや職業体験の参加者として受け入れるとともに、全ての対象者が居場所としていつでも集える場を設ける。 【学習支援事業】 小学校4年生から中学校3年生までの子ども(初年度約30人)を対象として、家庭学習の習慣付けを目的とした学習支援、学習の動機付けに関する支援、保護者への養育支援を委託により実施する。			
	(事業企画立案に至った経緯) 本市においても今まで就労支援の取り組みを行ってきたが、厳しい雇用情勢が続く中、就労を希望しているがなかなか就労に結びつかずなかなか、求職活動が長期化する中で働く意欲を失ってしまい、社会とのつながりがなくなった結果、社会から長らく孤立する人が増えてきている現状にある。 これらの人たちについては、一般就労による経済的な自立だけではなく、ボランティア体験や職業体験等を通じた社会参加の機会を作り、自信を回復するような支援の必要性が増してきている。 また、全国的な傾向と同様、本市の生活保護世帯の生徒は高校進学率が一般世帯より低い。学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯の子どもが成長し、再び生活保護に至るといった状況を防止するため、子どもの学習習慣の確立に向けた支援を行う必要性が増してきている。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 【ボランティア・職場体験事業】 就労促進相談員が支援している生活保護受給者のうち、就労意欲が低下している者等のボランティアまたは就業体験の参加が必要と認められる者を対象とし、本人の状況及び希望も勘案しながら、委託先と連携しながらボランティアまたは就業体験を行わせるもの。対象者への事前説明、ボランティア等参加先との調整、参加の実施、結果の評価等の業務を委託により実施する。 また、嘱託員を配置し、委託先との調整、対象者への支援方針の策定、事業所訪問を通じた支援状況の確認や支援対象者からの相談、体験継続に向けての支援を行う。 【学習支援事業】 生活保護世帯の子ども(小学校4年生から中学校3年生)を対象として居場所(市内2ヶ所)を設け、放課後または休日に家庭学習の習慣付けを目的とした学習支援、学習の動機付けに関する支援、保護者への養育支援を委託により実施する。実施回数は週2回(夏休み期間中は週3回)とし、平日16:00～19:00、土曜日9:00～12:00とする。 また、嘱託員を配置して、訪問や面談を通じ当該事業への参加の働きかけを行うとともに、ケースワーカーと連携し当該世帯の自立助長に向けた支援を行う。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)市民後見推進事業		
所属	局室名	健康福祉局	課名	生活支援相談担当
	事業費	6,524千円	うち一般財源	1,524千円
事務事業の目的	(対象) 判断能力が不十分な高齢者等			
	(解決すべき課題) 介護保険や障害者自立支援制度にあわせ、本人による契約が必須となり、福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で適切な判断・契約能力がないため、生活が維持できないケースが頻出している。 また認知症の増加とともに、核家族化等により親族から支援を受けられない高齢者も増えているため、支援を行うための体制整備が必要である。			
	(求めるべき成果) 契約や財産管理、身上看護などのさまざまな場面で、成年後見人が要保護者を見守り、サポートすることで本人が望む本人らしい生活の実現につなげる。			
	(市関与の必要性) 適切に本人の権利を擁護し、福祉サービスを活用していくためには、成年後見人による支援が広まるよう、行政が主導していく必要がある。 とりわけ密接な見守りなど専門職が行うには困難なニーズが増えており、行政・専門職等を中心とした体制でバックアップできれば、市民が後見人として活動して、地域社会の中で本人をサポートしていくことも可能になる。			
事業内容	(課題解決策) 市民の中からボランティアを募り、研修等により後見受任者を養成する。 また、養成後に後見業務を行うが、緊急時や後見人の急変などには司法家等の専門職に対応の助言や同行支援を受けることで対応していく。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 平成12年より成年後見制度が開始され、同制度の周知や対象となる高齢者等の増加とともに、後見人が選任される件数は年次的に増えている。 後見人の多くは親族が選任されているが、親族以外で後見人をしているのは、弁護士・司法書士・社会福祉士といった数少ない専門職などに限られている。 身寄りのない人が後見を受けるためには、市民後見人など新たな後見の担い手の養成が必要である。 これらの状況を踏まえ、県においては平成22年度から、国においては平成23年度からそれぞれ市町による市民後見人養成を支援する事業が行われている。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 後見候補者の研修・養成 弁護士・司法書士・社会福祉士等専門職や介護・障害者施設、相談窓口等の協力を受けながら、市民に座学・実地での研修を行い、成年後見業務を中心に福祉の基礎知識を身につけさせ、市民後見人候補者を養成する。 候補者は実際のケースを受けるまで待機し、その間適宜研修を受ける。 受任調整 上記専門職などによって構成される受任調整機関を置き、裁判所等からの後見ケースの窓口となり、候補者とケースのコーディネートを行う。 受任者支援機関によるサポート 市民後見人が受任するものは福祉・司法上の問題が比較的軽微なものを中心としていくが、年数の経過とともに本人の状況は変化する。 生活状況の変化や入院時・死亡時の調整など、問題が困難化した際には、担当機関や専門職などが受任者向けの相談、必要な場合は同行支援などによりサポートする。 特に法的知識など必要な困難事案には専門職を交えたケース会議等による支援を行う。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)キャリアアップ支援事業		
所属	局室名	産業経済局	課名	しごと支援課
	事業費	9,521千円	うち一般財源	9,521千円
事務事業の目的	(対象) 就労希望者			
	(解決すべき課題) 市内の有効求人倍率は全国に比べて低い数字で推移しており、厳しい雇用情勢が続いているとともに、企業の求人ニーズと就労希望者との間にはミスマッチが発生している。こうした現状を踏まえ、就労支援の充実及びミスマッチの解消に取り組むため、市として無料職業紹介を平成23年10月から実施している。このような中で本市の職業紹介を有効に、かつ継続的に実施していくためには、従来のしごと塾事業に加え、さらなる人材育成メニューの充実が必要である。			
	(求めるべき成果) 本事業の各種セミナーを実施することにより、就労希望者の就労意欲の喚起や能力の向上につなげる。職業紹介前に本事業の各種セミナーを通して、どのような企業・職種に適性があるのかを検討することで、企業が求める人材を紹介することが可能となる。			
	(市関与の必要性) 職業紹介にあたって、人材育成メニューを提供することが、本市の職業紹介事業の特徴である。企業が求める人材を紹介していくためには、多様な人材育成メニューが必要である。			
事業内容	(課題解決策) 就労希望者に対して、社会人としての基礎能力や就職活動に向かう実践的能力の向上を図るセミナー、若年就労希望者を対象に意識啓発から就労支援までを一貫して取り組むしごと塾、さらには企業による業務内容説明会や職場体験などの各種人材育成メニューを実施する。 ・ 社会人としての基礎能力:意識啓発、自己分析、コミュニケーション、ビジネスマナー、セールスポイントの整理 ・ 就職活動に向かう実践的能力:履歴書・職務経歴書の書き方、模擬面接、職業人意識啓発、業界や職種を知る、求人情報の見方 ・ 企業体験			
	経緯	(事業企画立案に至った経緯) 企業の求人ニーズと就労希望者との間にはミスマッチが発生しており、市として無料職業紹介を実施するにあたり、就労希望者の人材育成が求められていることから、従来のしごと塾に加えて、人材育成メニュー事業を追加実施する。		
事業実施手法		(事業実施の具体的なプロセス) (1) しごと塾:以下のセミナー、説明会、職場体験を連続して実施する。 しごと塾セミナー(自己分析、社会人力向上、就職活動ノウハウ) 業務内容説明会:業務内容や企業の求める人材について理解を深めるよう、企業による説明会を実施する。 トライアルワーク:業務内容や企業に対する理解を深めるよう、企業への訪問見学や職場体験を実施する。 (2) 個別セミナー:しごと塾とは別に、以下のセミナーを個別に実施する。 ベースアップセミナー:社会人としての基礎的な能力の向上を図るセミナーを実施する。 スキルアップセミナー:就職に向けた実践的な能力の向上を図るセミナーを実施する。 企業体験セミナー(業務内容説明会、トライアルワーク)		

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)雇用創造支援事業		
所属	局室名	産業経済局	課名	しごと支援課
	事業費	3,412千円 (1,937千円)	うち一般財源	3,412千円 (1,937千円)
事務事業の目的	(対象) 就労希望者及び企業			
	(解決すべき課題) 市内の有効求人倍率は全国に比べて低い数字で推移しており、厳しい雇用情勢が続いているとともに、企業の求人ニーズと就労希望者との間にはミスマッチが発生している。こうした現状を踏まえ、ものづくり合同就職面接会を年に2回実施してきたが、求職者からは、ものづくりの職種だけではなく幅広い職種を取り扱う就職面接会の実施が求められている。			
	(求めるべき成果) 多くの就労希望者と企業がめぐり合う機会を創出することにより、求職者にとっては、幅広い選択肢の中から就職活動を行うことが可能となるとともに、企業にとっても多くの求職者との面接機会を持つことが可能となり、ミスマッチの解消にも寄与し、幅広く人材を獲得することができる。			
(市関与の必要性) ものづくり企業の求人に限定せず、サービス業等も含めた求人企業・職種を扱う合同就職面接会を実施することにより、幅広い職種の求人と就労希望者を就労マッチングさせることが可能となる。				
事業内容	(課題解決策) 就労希望者と企業がめぐり合う機会をより多く提供するため、従来のものづくり合同就職面接会に加えて、幅広い職種を取り扱う総合就職面接会を実施する。 (1) ものづくり雇用創造促進協議会(継続) 市、各種経済団体及び有識者による会議体を引き続き開催し、雇用情勢や具体的な取組について協議を行う。 (2) ものづくり合同就職面接会(継続) ものづくり製造業の求人を行う合同就職面接会を実施する。 (3) 総合就職面接会(拡充) 市が主体となって、幅広く求人を取り扱う総合就職面接会を実施する。 また、総合就職面接会の前に、企業の人事・総務担当者または就労支援従事者及び就労支援に係る有識者による講演会を開催する。			
	(事業企画立案に至った経緯) ものづくり合同就職面接会を実施する中で、就労希望者からは、ものづくり企業の求人に限定せず、サービス業等も含めた求人企業・職種を扱う総合就職面接会の実施が求められていた。			
経緯	(事業実施の具体的なプロセス) (1) 実施時期 ものづくり合同就職面接会 年2回(7月・11月)実施予定 総合就職面接会 年2回(9月・2月)実施予定 (2) 求人企業の募集 ものづくり合同就職面接会に係る求人企業の募集については、引き続きハローワークの求人を活用するが、総合就職面接会については、尼崎市無料職業紹介窓口の求人を活用する。 (3) 就労希望者の募集 一般公募、ハローワーク等関係機関からの紹介とともに、尼崎市地域雇用・就労相談窓口及び無料職業紹介窓口の利用者にも広く周知し、参加者を募集する。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) (1) 実施時期 ものづくり合同就職面接会 年2回(7月・11月)実施予定 総合就職面接会 年2回(9月・2月)実施予定 (2) 求人企業の募集 ものづくり合同就職面接会に係る求人企業の募集については、引き続きハローワークの求人を活用するが、総合就職面接会については、尼崎市無料職業紹介窓口の求人を活用する。 (3) 就労希望者の募集 一般公募、ハローワーク等関係機関からの紹介とともに、尼崎市地域雇用・就労相談窓口及び無料職業紹介窓口の利用者にも広く周知し、参加者を募集する。			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(新規)総合計画推進事業		
所属	局室名	企画財政局	課名	計画担当
	事業費	5,298千円	うち一般財源	5,298千円
事務事業の目的	(対象) 市民、事業者、職員			
	(解決すべき課題) 新たな総合計画の策定後、計画に基づいて、多様な主体(市民・事業者・行政)が、本市が目指す将来像や、そのための取組の方向性、また、それぞれの果たすべき役割などを共有し、互いに協力しながらまちづくりを進めていくために、効率的かつ効果的な情報発信に努めていく必要がある。			
	(求めるべき成果) 多様な主体が、新たな総合計画を認知しているとともに、その趣旨や内容について共有・共感し、互いに役割分担を意識し、協力しながら、まちづくりを進めている状態を目指す。			
	(市関与の必要性) 総合計画策定後の情報発信は、市が主体となり、まちづくりに取り組む市民の参加や協力を得て実施する。			
事業内容	(課題解決策) 新たな総合計画の内容を、市民にできるだけわかりやすく周知・説明するために、リーフレット等を作成するとともに、市民自らが今後のまちづくりについて考える機会となるような説明会などを実施する。			
	(1) 市民向けリーフレット等を作成し、配布する。			
	(2) 新たな総合計画における「多様な主体が連携しながらまちづくりを進めていく」との考え方を踏まえ、まちづくりのパートナーとなる多様な主体が、計画をより理解しやすく、より身近に感じることができるよう「(仮称)WEB版総合計画」を作成し、インターネット上で公開する。			
(3) 行政からの説明にあわせて、地域でまちづくりに取り組む市民や学識経験者を交えた講演会等を各地区で実施し、総合計画の周知を図り、まちづくりに取り組む機運を高める。				
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 計画の策定段階から、市民意見を取り入れた検討を行っており、情報発信についても、行政からの情報発信にとどまらず、まちづくりに取り組む市民の参加や協力を得て実施する。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな総合計画策定後、リーフレット等を作成、地区説明会を実施 ・平成25年4月から新たな総合計画がスタート 			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)協働のまちづくりの基本方向推進事業 ((仮称)提案型事業委託制度構築事業)		
所属	局室名	協働推進局	課名	協働企画課
	事業費	4,533千円 (61千円)	うち一般財源	4,533千円 (61千円)
事務事業の目的	(対象) 事務事業点検委員会が抽出したたな卸し対象事業			
	(解決すべき課題) 市民の市政への参加・参画意識や公共サービスを担う力を市政に生かすため、これまで、様々な段階での市民参加・参画の機会づくりに向けた取り組みを進めてきているが、市の事業をアウトソーシング(民間委託、移管等)する際の対象事業の選定は行政の目線で行っており、市民目線での提案を事業に反映させる制度がない。			
	(求めるべき成果) 市民が主体となって、官と民の役割分担をはじめ、事業手法が適切かどうかを常に見直し続けることで、行政の質の向上や公益性の増進が図られ、市民自治のまちづくりが推進される。			
	(市関与の必要性) 市民と行政が課題を共有し、行政主導から多様な主体が支える協働のまちづくりへつなげるため。			
事業内容	(課題解決策) 市民・行政双方向の協働の取り組みを進めるため、市が行う業務について定期的に担い手の点検を行い、全業務内容を市民に広く公表し、担い手のあり方と業務プロセスについて、民間事業者やNPO等の市民活動団体から新たな提案を募ることで、市の業務の委託化を進める制度を構築する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 市民とともに事務事業を点検・評価する「事業たな卸し」が平成23年度に開始され、たな卸し対象事業の「担い手」の見直しを行う一連の施策である。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 事務事業点検委員会が抽出した、たな卸し対象事業(約300事業)を、委託制度の対象事業として公表する。 事業の担い手のあり方と業務プロセスについて、新しい提案を公募する。 提案内容の書類審査 関係部局と提案者との協議 提案事業の公開審査 提案事業の採択 採択事業の仕様書の作成 採択事業の実施 採択事業の検証			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)協働のまちづくりの基本方向推進事業 (提案型協働事業の拡充)		
所属	局室名	協働推進局	課名	市民活動推進担当
	事業費	4,533千円 (605千円)	うち一般財源	4,533千円 (605千円)
事務事業の目的	(対象) 市内の市民活動団体			
	(解決すべき課題) 「協働のまちづくりの基本方向」に基づき、平成21年度から提案型協働事業を実施しているが、現行制度では、補助金交付から約半年間しか事業実施の期間がないため、モデル事業を政策判断するまでに、事業成果を検証する猶予がないという課題がある。			
	(求めるべき成果) 採択されたモデル事業の事業効果を検証した後で、政策判断できるように、提案型協働事業制度を見直す。			
	(市関与の必要性) 市民、事業者、行政等が対等の立場で相互理解を深め、地域課題等の共通認識のもと、各事業に取り組み、協働のまちづくりをより一層推進するため。			
事業内容	(課題解決策) 市民活動団体を対象に、市事業として未確立な課題事象などを「市民提案型・行政提案型」として募集し、有識者からなる選考会を経て採択されたモデル事業が有効な事業かを検証するため、補助期間を必要に応じて1年間延長する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 現行制度は、単年度実施の事業を想定したものであったが、平成23年度に複数年実施を想定した事業が採択されたことに伴い、その事業効果を十分に検証する期間が必要であったことから制度を拡充する。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 補助期間を最大2年とし、平成23年度の採択事業(2事業)については、補助期間を、平成24年度まで延長する。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)協働のまちづくりの基本方向推進事業 (地域コミュニティ連携検討事業)		
所属	局室名	協働推進局	課名	市民活動推進担当
	事業費	4,533千円 (297千円)	うち一般財源	4,533千円 (297千円)
事務事業の目的	(対象) 市民			
	(解決すべき課題) 尼崎市の地域自治活動の担い手は福祉協会(町会・自治会)が大きなウエイトを占めているが、一方で、福祉協会以外にも子ども会、老人クラブ、子育てサークル、あるいはNPO法人や地域活動団体等、多様な主体が活動している。地域コミュニティ活動の活性化に向け、地縁型団体と地域活動団体等の新たな担い手が、連携を深めてまちづくりを進めていかなければならない。			
	(求めるべき成果) 地域コミュニティの成り立ちを理解し、多様な主体が連携を深めることにより、地域コミュニティ活動の活性化が図れ、高齢化社会が訪れても地域コミュニティが衰退していない状態 ラウンドテーブル・市民フォーラムを踏まえた最終報告書の内容を受けて、本市が地域コミュニティのあり方の方向性を示すことができる状態			
	(市関与の必要性) 市民自らが地域課題を抽出し、解決の方策を検討することにより、地域コミュニティ活動の活性化が図られると期待していることから、行政は「場」(ラウンドテーブル)の提供やファシリテーターの要請等、サポートする役割を担う。			
事業内容	(課題解決策) 地域コミュニティの活性化に向け、中心的な役割を果たす社会福祉協議会をはじめ、幅広い多様な担い手が、互いの連携について具体的な成功事例をもとに共通の認識をもち、今後の地域課題の解決に向けた取り組みの検討を行う。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 現状の社協を中心とした地縁型の地域コミュニティ活動をベースとしつつ、NPO法人等や地域活動団体といった新たな担い手が役割を補完し連携することで、地域コミュニティ活動が活性化されるものと考えており、その第一歩として、地域における課題共有や解決、及び連携に向けた相互の理解が必要であるため。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 平成24年度 (ステップ1) 地域コミュニティの活性化に向け、中心的な役割を果たす社協をはじめ、幅広い多様な担い手が、互いの連携について共通の認識をもち、今後の地域課題の解決に向けた取り組みを話し合うラウンドテーブルを設置する。 平成25年度 (ステップ2) ラウンドテーブルで出た意見を集約し、ラウンドテーブルの報告書(たたき案)を作成する。 その報告書(たたき案)を市民にフィードバックするため、市民フォーラム等を開催し、意見を最終報告書にまとめる。			

1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。

2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

事務事業名称		(拡充)協働のまちづくりの基本方向推進事業 (ウェルカムパーティ事業)		
所属	局室名	協働推進局	課名	立花・武庫・園田地域振興センター
	事業費	4,533千円 (161千円)	うち一般財源	4,533千円 (161千円)
事務事業の目的	(対象) 市民(主に子育て世代)			
	(解決すべき課題) 地域住民同士が助け合い・支えあう意識の醸成など、地域自治基盤の強化にあっては、社会福祉協議会をはじめ、様々な地域課題に取り組む地域活動団体、事業者等といった多くの主体が参画し、連携・協働する体制づくりを進めていく必要がある。また、市北部ではファミリー向けのマンション開発等により、出産や子育てを伴うファミリー世帯の転入が多い一方で、社協の加入率は南部と比較して低く、地域コミュニティへの参画のきっかけづくりや上記各主体間の連携が特に求められている。			
	(求めるべき成果) 自分たちの地域は自分たちで良くするという意識が全ての世代で定着し、住民自らが地域課題の解決に向けた取り組みに積極的に参加するなど地域自治基盤が活性化されること。			
	(市関与の必要性) 既存の地縁型団体や子育て支援を目的に活動しているグループの連携をコーディネートし、子育て支援を受けたい世帯とつなげることや、行政のもつ子育て支援情報を総合的に提供することで、若い勤労世帯の定住を図る。このことにより、将来に向けてのまちづくりの担い手や支え役になるべき地域の人材が育成されるときともに、安定した税収入の確保も期待できるものである。			
事業内容	(課題解決策) 地域活動に馴染みが薄い若い世代に対し、「子ども(子育て)」をキーワードに、社会福祉協議会や地域活動団体が行う地域活動の情報発信や身近な出会いの場(ウェルカムパーティ)を提供することで、若い世代が地域活動に参加するきっかけを作り、将来にわたり地域を支えていく新たな人材の発掘と育成につなげるモデル事業を実施する。 武庫地域振興センターでの事例を、子育て世代が多い立花地区・園田地区へ拡大する。			
経緯	(事業企画立案に至った経緯) 市北部では、大型の住宅開発が進み、子育て世代の新住民の増加や出生率が高いことから、身近な子育て情報の発信や地域で子育てを支えあうコミュニティに対する要望が強い。本事業を通じて若い世代のコミュニティへの参加や担い手を発掘し、拡大することは、各地域における世代間交流の取り組み等と相まって、本市コミュニティ全般の活性化につながるため。			
事業実施手法	(事業実施の具体的なプロセス) 園田・立花 = 24年度 (ステップ1) 地域活動団体や事業所との連携による子育てを支援するコミュニティづくり 園田・立花 = 25年度 (ステップ2) 仲間とともに子育てを楽しむきっかけづくりとして、子育てイベントを開催(例:夏まつり、クリスマス会など) 園田・立花 = 26年度 (ステップ3) + 武庫 = 24・25・26年度 身近な出会いの場として地域住民と地域活動団体等が交流できる「ウェルカムパーティ」の開催と地域に特化した情報誌「(仮称)ウェルカムノート (地区名)」の作成			

- 1 事業費については、今後、予算編成過程で変更の可能性がある。
- 2 拡充事業は、拡充部分の事業費を()内に記載している。

